

令和8年 第1回

# 身延町議会定例会会議録

令和8年3月 2日 開会

令和8年3月13日 閉会

山梨県身延町議会

令和 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 2 日

令和8年第1回身延町議会定例会（1日目）

令和8年3月2日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針並びに議案の説明
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 議案第3号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 身延町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第15 議案第12号 身延町大塩辺地総合整備計画の変更について
- 日程第16 議案第13号 身延町横根中辺地総合整備計画の変更について
- 日程第17 議案第14号 峡南衛生組合規約の変更に関する協議について
- 日程第18 議案第15号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第16号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第17号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第18号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第19号 令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第20号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第21号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第22号 令和8年度身延町一般会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和8年度身延町国民健康保険特別会計予算

|         |           |                                               |
|---------|-----------|-----------------------------------------------|
| 日程第 2 7 | 議案第 2 4 号 | 令和 8 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算                       |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 5 号 | 令和 8 年度身延町介護保険特別会計予算                          |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 6 号 | 令和 8 年度身延町介護サービス事業特別会計予算                      |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 7 号 | 令和 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算                     |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 8 号 | 令和 8 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山<br>恩賜林保護財産区特別会計予算 |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 9 号 | 令和 8 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別<br>会計予算           |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 0 号 | 令和 8 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特<br>別会計予算          |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 1 号 | 令和 8 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜<br>林保護財産区特別会計予算   |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 2 号 | 令和 8 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会<br>計予算            |
| 日程第 3 6 | 議案第 3 3 号 | 令和 8 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計<br>予算             |
| 日程第 3 7 | 議案第 3 4 号 | 令和 8 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会<br>計予算            |
| 日程第 3 8 | 議案第 3 5 号 | 令和 8 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会<br>計予算            |
| 日程第 3 9 | 議案第 3 6 号 | 令和 8 年度身延町西嶋財産区特別会計予算                         |
| 日程第 4 0 | 議案第 3 7 号 | 令和 8 年度身延町曙財産区特別会計予算                          |
| 日程第 4 1 | 議案第 3 8 号 | 令和 8 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算                      |
| 日程第 4 2 | 議案第 3 9 号 | 令和 8 年度身延町下山地区財産区特別会計予算                       |
| 日程第 4 3 | 議案第 4 0 号 | 令和 8 年度身延町水道事業会計予算                            |
| 日程第 4 4 | 議案第 4 1 号 | 令和 8 年度身延町下水道事業会計予算                           |
| 日程第 4 5 | 諮問第 1 号   | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ<br>いて               |

2. 出席議員は次のとおりである。(12人)

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 遠藤一彦 | 2番  | 望月俊  |
| 3番  | 羽賀勝之 | 4番  | 山下利彦 |
| 5番  | 佐野昇  | 6番  | 深山光信 |
| 7番  | 市川司  | 8番  | 佐野知世 |
| 9番  | 伊藤雄波 | 10番 | 上田孝二 |
| 11番 | 遠藤公久 | 12番 | 伊藤達美 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 10番 | 上田孝二 | 11番 | 遠藤公久 |
| 1番  | 遠藤一彦 |     |      |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

|               |   |       |             |        |
|---------------|---|-------|-------------|--------|
| 町             | 長 | 望月 幹也 | 副町長         | 遠藤 基   |
| 教 育           | 長 | 馬場 泰  | 総務課長        | 深沢 泉   |
| 会 計 管 理 者     |   | 笠井 和美 | 企画政策課長      | 高野 修   |
| 交 通 防 災 課 長   |   | 天野 芳英 | 財 政 課 長     | 幡野 弘   |
| 税 務 課 長       |   | 伊藤 剛  | 町 民 課 長     | 曾谷 英輝  |
| 福 祉 保 健 課 長   |   | 松田 宜親 | 観 光 課 長     | 青嶋 浩二  |
| 子 育 て 支 援 課 長 |   | 遠藤 仁  | 産 業 課 長     | 若狭 秀樹  |
| 建 設 課 長       |   | 佐野 彰  | 土 地 対 策 課 長 | 深沢 暢之  |
| 環境課長・上下水道課長   |   | 笠井 健一 | 身 延 支 所 長   | 加藤 千登勢 |
| 下 部 支 所 長     |   | 望月 融  | 施 設 整 備 課 長 | 佐野 美秀  |
| 学 校 教 育 課 長   |   | 望月 俊也 | 生 涯 学 習 課 長 | 石部 直樹  |

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 中山 耕史  
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（伊藤達美君）

議員各位ならびに町長はじめ執行部各位には、令和8年第1回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまであります。

いよいよ3月に入りました。卒園、卒業の時期を迎えることになりますが、春の訪れとともに、桜の季節を待ち遠しく感じる今日この頃であります。

皆さま方におかれましては、季節の変わり目でございます。体調の管理には十分お気をつけをいただきたいと思います。

さて、本定例会におきましては、提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。議員各位におかれましては、慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

---

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、

10番 上田孝二君

11番 遠藤公久君

1番 遠藤一彦君

の3名を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの12日間に決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料3ページから5ページまでのとおりであります。条例案8件、各種計画の変更3件、組合規約の変更1件、補正予算案7件、当初予算案20件、ならびに人事案件1件の合計40案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づきまして、

出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。

次に、12月定例会以降の議会関係の諸行事につきましては、定例会資料6ページ、ならびに7ページとなります。資料によりまして報告とさせていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 町長施政方針ならびに議案の説明について。

町長から施政方針ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和8年第1回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存であります。

さて、昨年10月に身延町議会議員一般選挙が行われ、議会構成が改選されたことに伴い、本年2月12日と13日にかけて、姉妹都市であります鴨川市へ議会議員の皆さんと共に表敬訪問に伺ったところ、鴨川市の佐々木市長様、また、川崎議長様をはじめとする鴨川市議会議員の皆さまや鴨川市役所職員の皆さまから、非常に手厚い歓迎をしていただき心から感銘を受けたところであります。

今回の表敬訪問での交流会や研修会を通じて、これからもこの姉妹都市交流が力強く継続され、鴨川市と身延町がさらに温かい交流を深め合い、互いに長所を活かしながら、さらにより良い関係が築き上げられるものと確信をしたところであります。

それではこれより、議案の説明および行政報告をいたします。

まずは、今議会定例会に提案いたします予算につきまして申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により予算額を補正させていただいております。

一般会計につきましては、第2表継続費補正において「第三次身延町総合計画」他各種計画策定事業の総額および年度割を補正し、第3表繰越明許費補正においては、翌年度へ繰り越して実施する事業を8件追加いたしました。繰越事業につきましては、早期の完了に向けて鋭意取り組んでまいります。第4表地方債補正におきましては、事業費の精査により、地方債の補正を計上いたしました。

また、普通交付税は、令和7年度の国の補正予算の成立により、地方交付税の総額が増額され、本町におきましては、1億5,310万7千円が追加交付されることとなりました。

これは、国における国税の収入補正に伴い地方交付税が増額されるとともに、地方負担の増加への措置として、基準財政需要額の費目に臨時経済対策費・給与改定費等が創設されたことなどによるもので、これにより令和7年度一般会計補正予算（第9号）において、普通交付税の額を増額しております。

次に、令和8年度の身延町一般会計予算についてであります。

本町における令和8年度の歳入、町民税につきまして、町民税個人分は、人口減少に伴う納税義務者の減少や高齢化が影響し、減少傾向が続いており、法人分は、製造業および運輸業に

において、コロナ前の業績に緩やかに戻りつつあり横ばいとしております。

固定資産税につきましては、土地の課税標準額の減少および償却資産の減少から税額の減少が見込まれ、税收規模は縮小傾向にあり、引き続き厳しい環境下に置かれております。

本町の基幹財源であります、地方交付税につきましては、物価高への対応などを見込んだ、国の当初予算案を基に、県による試算が行われ、本町においては、交付税総額が昨年度を上回る見込みであることが予想されるところです。

また、歳出予算におきましては、令和8年度は、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、第二次総合計画を大きな柱として、デジタル田園都市国家構想総合戦略をはじめとする各種計画のもと、着実に推進できるよう、予算を編成したところであります。

令和8年度一般会計予算の総額は9億2,600万円で、対前年比で0.4%の減としたところであります。

主要事業を申し上げますと、1つ目として、医療整備事業費、早川町・身延町・南部町医療事務組合負担金4,162万2千円を計上いたしました。

2つ目として、旧身延中学校跡地の活用に向けて、不動産鑑定業務委託費、身延地区公民館身延分館解体工事費、身延武道館解体工事費、合計1億1,391万5千円を計上いたしました。

3つ目として、総合文化会館の長寿命化として、客席ホール天井耐震改修工事設計業務、外壁タイル屋上防水改修工事管理業務及び工事費、合計1億4,523万3千円を計上いたしました。

4つ目として、第2期丸滝宮の前団地分譲事業として大河内体育館解体工事、丸滝歩道橋解体工事、合計5,658万2千円を計上いたしました。

5つ目として、令和7年度、令和8年度の継続費により進めております、第三次身延町総合計画他各種計画策定業務は1,043万9千円を、相又団地外装改修事業は5,965万9千円を計上いたしました。

6つ目として、デジタル田園都市国家構想総合戦略による「身延町総合戦略のアクションプラン」に記載された、子育て支援、移住・定住の促進、産業振興による6次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、2億2,197万3千円を計上いたしました。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む17の特別会計により、総額4億1,509万7千円としております。

令和8年度につきましても、町民目線に立ち、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、スピード感をもって、職員一丸となって予算執行に当たりたいと考えております。

次に、身延町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

令和3年4月1日に施行されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、町では「身延町過疎地域持続的発展計画」を策定し、本町の持続的発展と地域資源等を活かした活力向上の実現に向けて総合的かつ計画的な取り組みを推進してまいりました。

今般、計画期間の満了に伴い、令和8年4月1日からの5年間を計画期間とする、新たな計画に変更するものでございます。

計画の変更にあたりましては、議会の議決を経たのち主務大臣へ提出することとされている

ことから、本定例会において上程させていただいたところでございます。ご審議の上、ご議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、早川町・身延町・南部町医療事務組合の指定管理者についてであります。

このことについて、去る2月24日に実施された、議員全員協議会において、「公益社団法人地域医療振興協会」による申請の概要および指定管理者選定委員会による同協会を指定管理者として「適当」とする答申がなされたことについて報告いたしましたが、来たる3月19日開会の医療事務組合定例会に、指定管理者として同協会を指定する議案を提出する予定でありますので、改めて報告をいたします。

次に、「身延町みのワン商品券2026」の配布事業についてであります。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が家庭に与える影響を緩和するとともに、積極的な地域の消費喚起を促すことにより、町内事業者の支援を行うため、物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、町民1人当たり2万円の商品券配布事業を実施いたします。

本年3月1日、つまり昨日ですが、昨日現在を基準日としまして、住民基本台帳に登録されている町民の方を対象に、3月中に簡易書留で郵送し、4月1日から9月30日までご利用いただくことができます。

町民の皆さまにおかれましては、使用期限までに、啓発用のぼり旗を掲げている町内の各事業所でお買い物をしていただき、生活の維持向上に向けて積極的にご活用いただきたいと思います。

次に、令和8年「身延町二十歳の集い」についてであります。

令和8年1月11日（日曜日）、身延町総合文化会館において「令和8年 身延町二十歳の集い」を挙行いたしました。

昨年と同じく令和7年度に二十歳を迎えられる方を対象として開催いたしました。

当日は雪が舞う厳しい寒さではありましたが、しばらくぶりに会った仲間たちと楽しそうに歓談する姿を、あちらこちらで目にすることができました。

二十歳を迎える対象者は58名おり、そのうち45名の方に出席いただきました。非常に和やかな雰囲気です。式典が進む中、代表者から力強い誓いの言葉が述べられ、大変頼もしく感じられました。

また、町の歌を提案した学年であることから式典の最後では、みのワンの指揮のもと「おかえりなさい少年たちよ」を出席者全員で合唱し歌声がホールに響き渡っておりました。

二十歳を迎えた皆さまの輝かしい未来を祈念しております。

次に、令和7年第4回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

さて、本議会定例会には、議案第3号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例についてから、議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてまでの、条例関係8議案。

議案第11号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更についてから、議案第13号 身延町横根中辺地総合整備計画の変更についてまでの、計画の変更3議案。

議案第14号 峡南衛生組合規約の変更に関する協議について、1議案。

議案第15号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第9号）から、議案第21号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）までの、補正予算7議案。

議案第22号 令和8年度身延町一般会計予算から、議案第41号 令和8年度身延町下水道事業会計予算までの、令和8年度当初予算20議案。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、1議案をご提案いたします。

ご提案いたしますいずれの議案等につきましても、今議会定例会において、ご議決等をいただけますようお願い申し上げます。

議員の皆さまには慎重なご審議をいただくと共に、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の施政方針および議案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤達美君）

町長の施政方針ならびに議案の説明を終わります。

---

日程第5 教育長教育方針について。

教育長から教育に対しまして方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。  
馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

それでは、令和8年度身延町教育委員会教育方針を述べさせていただきます。

身延町教育委員会は、教育基本法を基盤とした「第3期身延町教育大綱」および「第3期身延町教育振興プラン」に基づき、「明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり」の実現を目指し、「身延町総合計画」ならびに「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を基軸として、多様な個性や能力を育み、新たな価値を拓くことができる次代を担う人づくりを進めるため、新しい時代の学びに求められる課題に対応しながら、教育行政の運営に努めてまいりたいと思います。

学校教育課関係におきましては、児童生徒一人ひとりの多様な個性・能力を育む教育を推進し、新しい時代に必要となる資質や能力を育成し、確かな学力の向上とともに、豊かな心や健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てる教育を、各学校と連携しながら推進してまいります。あわせて保護者が安心して子育てができるよう教育にかかる費用の支援も引き続き取り組んでまいります。一方、本町では少子化が想定以上のスピードで進行している現状があり、現在の学校の教育環境、特に適正な規模や配置について、将来的な展望を持ちながら検討を加えていかなければならない時期に来ていると捉えています。今後、子どもの教育に第一義的責任を有する保護者の意向などを十分に尊重しながら、この課題にも着手していかねばならないと考えています。

教育にかかる保護者の経済的負担の軽減および学校教育環境の充実を図るため、「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づく各種事業を継続してまいります。入学支度金の支給、給食費や補助教材費への公的負担、修学旅行費をはじめとする校外学習費の全額補助、各種検定料への助成などであります。様々な教育費への経済的支援を引き続き行うことで、子育て世代の負担を軽減し、教育環境の充実に取り組んでまいります。

きめ細かな教育のための町単教職員の配置をはじめ、特別支援教育支援員・スクールサポートスタッフ・学校司書などの配置につきましては、学校の児童生徒および学校の運営状況を勘案し配置できるよう努めてまいります。また、県下における教員不足の問題につきましては、

解消に向けて、機会を捉えて、県教委に対して教職員の適正配置の働きかけを行っていきたいと考えています。

I C T教育につきましては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、I C Tの活用がより重要となっています。これまでに整備しました児童生徒一人一台のタブレット端末や、より分かりやすい授業の実現を支援する電子黒板など、I C T機器の有効活用に努めてまいります。すでに整備してある端末等の機器の更新については、利用に支障がないよう必要な予算を確保する中で順次対応してまいります。また、教師の指導力向上と情報環境整備のために、I C T支援員を配置しておりますが、児童生徒の情報活用能力の向上に着実に結びついております。今後もI C T教育の充実に努め、情報化社会に対応できる人材の育成を図っていききたいと思います。

英語教育を充実させる取り組みであるイングリッシュキャンプにつきましては、夏休みを利用し、小学生は町内施設で英語を母国語とするネイティブと1日英語学習を行いました。中学生は1年生が夏休みに、2年生が冬休みを利用し、東京にある体験型英語学習施設「東京グローバルゲートウェイ」で、ネイティブと英語漬けの体験を1日行いました。参加者からは「1日英語漬けだけど楽しかった」「語彙力不足が課題となったが新たな目標にもなった」「来年も行きたい」というような感想が寄せられ、次の学びにつながる取り組みになっています。英語のコミュニケーションの楽しさを知り、英語を学ぶ必要性を感じるきっかけになるイングリッシュキャンプを今後も継続し、児童生徒の英語力の向上につなげていききたいと思います。

「学びの向学館事業」につきましては、退職された教員のご協力を得て実施している学習支援活動で、本町の地域力の象徴ともいえる独自事業であります。児童生徒の学力の向上を目指すとともに、学ぶことの楽しさを知る機会にもなっております。本年度も、小学3年生から6年生、中学3年生の希望者を中心に、土曜日や長期休業を利用し、それぞれおよそ20回程度、子どもたちの学びのサポートをしてきました。引き続き、教育研修センターの事業として、さらに充実した内容になるよう取り組んでまいります。

身延高校との連携型中高一貫教育につきましては、「身延・南部地域連携型中高一貫教育推進委員会」を通じて、連携型中高一貫教育各種事業を引き続き実施し、学校間の交流を深め、中高の連携を推進してまいります。

通学支援につきましては、利用する児童生徒の状況を勘案する中、下山小学校で3路線、身延小学校で4路線、身延中学校で7路線、合計14路線でスクールバスの運行を実施してまいります。身延清稜小学校は、スクールタクシーでの通学支援になります。山間地の徒歩通学困難地域での児童生徒送迎用タクシー事業も引き続き実施し通学の支援をしてまいります。広範囲な学区内を確実に安全に通学するためには、現在の運行方法が児童生徒および保護者にとって最も信頼性が高く支持も厚いため、令和8年度も従来どおりの運行を実施する予定であります。

学校給食につきましては、栄養教諭、調理委託業者等と密接に連携し、安全安心で児童生徒に喜ばれるおいしい給食を提供するとともに、健全で安定した給食運営に引き続き努めてまいります。

いじめに関する重大事態への対応につきましては、児童生徒の尊厳を保持し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に重点を置き、問題が発生してしまった場合には、的確な対応に努めてまいります。また、不登校や様々な悩みを抱える児童生徒への対応

についてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門機関と連携し、適切な教育相談が受けることができる体制を整えてまいります。

学校や体育館等の老朽化等に対する整備・改修については、「身延町立学校施設整備計画」に基づいて、小学校の校舎等についての大規模改修など、長寿命化のための改修等を順次行ってまいります。当面、建築後20年が経過することになる下山小学校については、予防的な長寿化改修事業を補助対象とする国の制度、これは建築後20年以上経過した校舎等を対象とするものですが、これを活用し、劣化が進行する前段階で改修を考えており、令和8年度予算に設計費を計上し、その後の改修につなげていく予定でいます。良好な教育環境を維持するため、最少経費で最大効果が得られるよう手法・工法等を検討しながら、環境に配慮した施設整備を図ってまいります。

令和8年度からの導入に向け準備をしてきました学校運営協議会については、教職員、保護者、地域の代表から組織された身延町学校運営協議会設置準備委員会において、協議を重ね、予定どおり各学校に導入する運びとなっております。本町においては、これまでも学校評議員制度などを活用して、地域との連携が十分に図られてきたと認識しておりますが、さらに一歩進めるものが学校運営協議会制度になります。学校運営協議会制度は、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校、家庭、地域社会の結びつきをより強固なものとし、一体となってよりよい教育の実現に取り組むことを目的としています。

教職員の働き方改革については、教職員の長時間労働を改善し、教職員一人ひとりの心身の健康保持増進と、子どもたちに向き合う時間を確保することにより、教職員の健康と教育の質の両立を図るための重要な施策です。本町においても、これまで「働き方改革推進委員会」を中心に現場の声を反映しながら、時間外在校時間の削減などに取り組み、一定の成果を積み重ねてきました。また、校務におけるICT環境の充実にも取り組み、教職員の負担軽減につなげたいと考えています。現行の校務支援システムが県の主導により、令和8年度から更改されますが、これにより業務の更なる効率化・省力化が図られ、校務のDX化が推進されるものと期待されています。さらに、令和7年の給特法の改正に伴い、服務監督教育委員会に義務付けられた教職員の業務量の管理や健康管理の実施計画を策定しましたので、この計画に基づき、より効果的な働き方改革の取り組みを進めてまいります。

次に、生涯学習課関係になりますが、コロナ禍の影響も完全に落ち着き、本格的な生涯学習活動が行われております。特に町文化協会やスポーツ協会専門部の活動は、非常に活発となっており、芸術文化の振興体制の充実や、町民一人いちスポーツの推進のため、更なる施策に取り組んでまいります。令和8年度におきましても、学習機会やスポーツ活動の場を、より多く提供できるよう創意工夫をしながら、生涯学習活動の推進に努めてまいります。

公民館活動につきましては、地域の学びと交流の拠点となるよう、町民の自主的な活動の支援と施設の適正な管理に努めてまいります。また、町民を講師とする教室の開催など、「地域づくり」「つながりづくり」を促進します。加えて、公民館は災害時の避難所の役割も担っております。災害時の行動について学習機会を提供し、防災意識を高める活動を行ってまいります。

青少年育成身延町民会議におきましては、関係機関の協力のもと、青少年の健全育成に取り組んでおります。特に、本町の豊かな自然や歴史文化資源等を活用した「体験活動の充実」に注力し、郷土愛の醸成と仲間づくりを推進しております。また、青少年を育てる保護者の皆さま

まの不安や悩みに寄り添えるよう、公認心理士による「子育て・親育ち相談室」についても、引き続き開催してまいります。

部活動の地域展開につきましては、本年度に「中学校部活動地域移行協議会」を立ち上げ、身延中学校柔道部を試行的地域クラブ活動として位置づけ、これまでに2回実施いたしました。今後におきましては、より踏み込んだ議論を重ねるため、生徒・保護者・関係者へのアンケート調査などを実施し、協議会におきまして検証していく予定であります。令和8年度以降の本格的な地域展開の実施に向け、国・県・近隣市町村等の動向に注視し、子どもたちの活動の場が失われることがないよう、計画的に推進してまいります。

スポーツ活動の支援につきましては、社会体育施設の適正な管理に努め、常に良好な状態でスポーツができる環境を、継続して整えてまいります。また、町内において活動しているスポーツ少年団や中学生のクラブチームに対し、その活性化と育成を支援し、卒業後もスポーツを続けていくことができる環境整備に努めてまいります。

湯之奥金山博物館につきましては、地域の活性化を図るため、茅小屋・内山金山の史跡「甲斐金山遺跡」への追加指定を目指し、湯之奥金山遺跡の調査を推進します。学術的な専門調査・研究を深め本町固有の文化遺産として保存活用を図ることで、身延町の歴史にさらに深みと魅力を与えていくものと考えております。調査推進による博物館展示施設の内容拡充は、学校教育や地域住民の施設利用促進と町の文化・歴史保存活用の心を醸成し、地域生涯学習と文化振興の啓発に努めます。同時に来館者増加による地域活性化にも努めてまいります。

総合文化会館につきましては、ホールや会議室等の貸館事業を中心に町内各学校の芸術鑑賞や各種行事の発表の場として教育、芸術を育む場所、また町文化協会の練習や発表の場としても広く活用していただいています。開館30年を迎え、長寿命化の建物として大規模修繕していくにあたり、令和8年度はホール棟および図書館棟の外壁タイル、屋上防水改修工事の計画を進めてまいります。

町立図書館につきましては、生涯学習における情報拠点として、町民の皆さまの読書活動を推進し、活動を支援するために多様な価値観や情報を提供してくれる図書の収集や郷土資料の収集・整理・保存に努め、町民の皆さまの生涯学習や調査研究への意欲に応えていきます。全ての町民に等しく図書館のサービスを提供できるよう、公民館図書室や学校図書館等とのネットワークの推進に努めてまいります。

生涯学習課の事業は「生涯学習・公民館などの活動支援」、「生涯スポーツの推進」、「文化芸術の振興」、「青少年健全育成」また「文化財の保護」「社会教育施設・社会体育施設の管理運営」など多岐にわたります。町民一人ひとりが生涯にわたり学習やスポーツをする機会や、自主的活動を促す情報を提供し、豊かで充実した、健康で明るいまちづくりを推進してまいります。

以上、本町の教育行政推進にあたり、議員各位・町民各位のご理解とご協力をお願いしながら、令和8年度の教育方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（伊藤達美君）

教育長の教育方針の説明を終わります。

---

日程第6 議案第3号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、総務課所管の条例案でありますので一括して議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

私のほうから議案第3号と議案第4号の説明をさせていただきます。

お手元の端末の議案説明書をご覧ください。

最初に、議案第3号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由ですが、議会の事務部局および教育委員会の事務部局の定数を実情に合わせるため、身延町職員定数条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

内容ですが、第2条第2号の改正は、議会の事務部局の職員「2人」を「3人」に改正するものです。

第2条第7号の改正は、文中の「職員及び教育委員会」を「職員並びに教育委員会」に、「33人」を「30人」に改正するものです。

施行期日ですが、令和8年4月1日から施行するものです。

次に、議案第4号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由ですが、令和7年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告を鑑み、身延町職員給与条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

内容ですが、1カ月当たり5千円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を第5項として新設するものです。

併せて、第5項を新設したことに伴う所要の改正をするものです。

施行期日ですが、令和8年4月1日から施行するものです。

以上ですが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第8 議案第5号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

議案第5号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明いたします。

端末の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

消防団喇叭隊と音楽隊を統合するため身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等、概要ですが、平成16年の3町合併の際、旧身延町消防団にあった喇叭隊と旧下部町消防団にあった音楽隊は新町消防団に引き継がれ、現在まで活動を行ってきました。両隊で隊員の確保に努めましたが、近年の少子高齢化、人口減少による消防団員の減少により隊員の確保が厳しくなりました。活動存続に向け両隊で協議を重ねた結果、喇叭隊と音楽隊を統合という結論に至りました。

ついては、身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の音楽隊長を喇叭副隊長に職名変更し、副分団長同当格に改めるものです。

条例改正については、身延町消防委員会へ諮問し、喇叭隊と音楽隊が統合し喇叭隊とすることが望ましいと答申を受けております。

なお、喇叭隊と音楽隊の設置は「身延町消防団の組織等に関する規則」で定めており、今条例改正と合わせて改正を行います。

改正内容は、身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条2項の表中、職名「消防団音楽隊長」報酬額「6万円」を削除し、職名「消防団喇叭副隊長」報酬額「3万9千円」を加えるものです。

施行期日は令和8年4月1日です。

以上、議案第5号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、概要説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

なお、議事の途中ですが、先ほど町長より健康上の理由により退席の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

以上です。

それでは、暫時休憩といたします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時45分

---

再開 午前10時00分

○議長（伊藤達美君）

それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第9 議案第6号 身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

福祉保健課からは、議案第6号 身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について、議案説明書でご説明をさせていただきます。

端末の議案説明書をお開きください。

提案内容につきましては、令和7年8月25日に実施されました全員協議会でご説明した内

容となっておりますが、改めてご説明をさせていただきます。

提案理由をご覧ください。

登録者数の減少により、「地域活動支援センターひまわりの家」を令和7年度末で閉所し機能移転することに伴い、身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由です。

内容欄をご覧ください。

はじめに、背景等についてご説明いたします。

現在本町は「ひまわりの家」と「そよかぜワークハウス」という2つの「地域活動支援センター」を委託、運営しております。

しかしながら、「ひまわりの家」については、近年登録者数が減少し、利用者がいない曜日や時間帯が増加していることから令和7年度末をもって閉所し「そよかぜワークハウス」に機能を移すことに伴いまして、身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する必要が生じました。

なお、「そよかぜワークハウス」は「ひまわりの家」利用者のうち希望者を受け入れるとともに、町全域から利用者受け入れと送迎を検討することで、広く利便を図る予定でございます。

内容につきましては、第2条の表中、2カ所の地域活動支援センターから「身延町地域活動支援センターひまわりの家」の項を削除する改正となります。

施行期日は令和8年4月1日です。

以上で、ご説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第10 議案第7号 身延町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

それでは、議案第7号 身延町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに提案理由を申し上げます。

峡南広域行政組合火災予防条例の一部改正に伴い、林野火災注意報等が発せられた際の対応等について規定するため、身延町火入れに関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に、内容をご説明します。

背景等としまして、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災では、4月7日の鎮火宣言までに、林野約3,370ヘクタール、226棟（うち住家90棟）が焼失するという甚大な被害が発生しました。また、令和6年末から令和7年春先にかけての乾燥する時期に、峡南地域ならびに県内外でも林野火災が多発したことを受けまして、峡南広域行政組合火

災予防条例の一部が改正され、令和8年1月1日から、林野火災予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用が開始されました。

身延町火入れに関する条例につきましても、林野火災予防の観点から「火入れの中止」の条件に同内容を加える改正を行うものです。

また、「異常乾燥注意報」が、現在「乾燥注意報」に定義が改められているため併せて改正を行うものでございます。

内容につきましては、条文中の第14条第1項ならびに第2項の主な改正内容になりますが、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に、また「火災警報」を「林野火災に関する注意報若しくは火災警報」に改めるものでございます。

以下、参考事項につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第11 議案第8号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

加藤身延支所長。

○身延支所長（加藤千登勢君）

議案第8号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。  
端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに、議案理由ですが、利用者数が少ない時間帯の経費削減を図るため、身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に、内容をご説明いたします。

第5条中、開館時間「午前9時から午後7時」を「午前10時から午後6時」に改正するものです。

なお、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第8号の説明を終わります。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第12 議案第9号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、生涯学習課所管の計画策定案でありますので、一括して議題といたします。  
担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

それでは、議案第9号、議案第10号についてご説明させていただきます。

まず、議案第9号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

お手元の端末資料、議案説明書をお願いいたします。

提案理由を申し上げます。

身延地区公民館身延分館の位置を変更するため、身延町公民館条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由です。

背景について、ご説明いたします。

身延地区公民館身延分館は、昭和57年の建設から43年が経過、壁のひび割れ、雨漏りなどの劣化が随所に見受けられる状態です。令和6年度に施設整備課が行った調査では、アスベストが検出されています。現在、分館としての活動はなく、施設の利用も向学館が主となっています。

このような状況から、施設の老朽化や利用状況について検討し、波木井の身延町総合文化会館内身延地区公民館に分館機能を移転することとしました。移転後の分館の利用および使用料については総合文化会館条例に準じ、分館長は、身延地区公民館長が兼務することになります。

機能移転後の施設は、旧身延中学校跡地利用の一環から解体する予定となっております。

次に、改正内容についてご説明します。

第2条の表のうち、身延地区公民館身延分館の位置を「身延町梅平945番地」から「波木井407番地」に改めます。

また、別表（第12条関係）、下山・大河内・身延・豊岡分館の表を記載のとおり改め、身延分館の項に「身延町総合文化会館条例（平成16年身延町条例第93号）第10条に基づく使用料」を追記します。

併せて、久那土・古関分館の表のうち久那土分館の使用料についても表記を統一するため、身延町働く婦人の家条例第10条に基づく使用料に（平成16年身延町条例第166号）を追記します。

施行期日は令和8年4月1日となっております。

続いて、議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

提案理由を申し上げます。

大河内体育館および身延武道館の供用を廃止するため、身延町社会体育施設条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由です。

背景について説明いたします。

大河内体育館は、昭和43年に設置され、築57年が経過しています。施設の老朽化も著しく利用団体も1団体のみとなっているため、新年度において施設の解体を実施する予定です。

身延武道館は、平成8年に設置され、築29年が経過しています。武道館の機能は、下山の身延中学校校舎に移転しており、令和7年度より利用を停止しています。施設の老朽化も進んでおり、旧身延中学校跡地利用の一環から新年度に解体する予定となっています。

次に、改正内容について説明いたします。

身延町社会体育施設条例、別表第1（第2条関係）から大河内体育館及び身延武道館の項を削除します。

また、別表第2（第6条関係）の体育館の表から大河内体育館の項を、また武道館の表から身延武道館の項をそれぞれ削除します。

施行期日は令和8年4月1日です。

以上で、議案第9号および議案第10号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

ただいま、私が生涯学習課所管の計画策定案と申し述べましたが、この計画策定案は条例改正案に訂正をお願いいたします。計画策定案ではございませんで、条例改正案でございます。

訂正してお詫びを申し上げます。

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第14 議案第11号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

議案第11号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更について、説明させていただきます。

提案理由につきましては、現行の身延町過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和8年3月31日で終了するため、当該計画の一部を変更する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等につきましては、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、法に基づき、令和3年度から令和7年度までの「身延町過疎地域持続的発展計画」を策定しました。当該計画の計画期間が令和8年3月31日に終了するため、見直しを行い、一部を変更する必要性が生じました。

なお、変更に伴い、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定により、議会の議決を必要とするものです。

内容につきましては、「身延町過疎地域持続的発展計画」は、総務省が示す過疎地域持続的発展市町村計画作成例、過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名の区分等に基づき作成されております。

記載した事業は、継続する事業に併せて、今後5年間の計画期間中に実施する事業について、各課と調整を行い、幅広く記載することで過疎対策事業債等を活用できるよう整理しました。

主な変更点につきましては、次のとおりです。

1 基本的な事項

（1）本計画の位置づけを追加

（6）地域の持続的発展のための基本目標の目標値の変更

5 交通施設の整備、交通手段の確保、9 教育の振興及び10 集落の整備の（3）計画に「旧身延中学校跡地利用事業」を追加

13 その他地域の持続発展に関しての必要な事項の追加となっております。

計画期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第15 議案第12号 身延町大塩辺地総合整備計画の変更について

日程第16 議案第13号 身延町横根中辺地総合整備計画の変更について

以上の2議案は、財政課所管の計画変更でありますので、一括して議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

議案第12号および議案第13号について、説明いたします。

議案第12号 身延町大塩辺地総合整備計画の変更について

身延町大塩辺地総合整備計画を次のとおり変更するものであります。

1 別紙のとおり

提案理由を申し上げます。

身延町大塩辺地総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第4項の規定により、議会の議決を経る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景を申し上げます。

令和7年3月14日に議決されました身延町大塩辺地総合整備計画につきまして、令和8年度事業を実施するにあたり、辺地総合整備計画の一部を変更するものであります。

内容説明をいたします。

議案第12号説明資料、身延町大塩辺地をご覧ください。

1. 変更内容

「林道富士見山線改良事業」について、令和8年度分の事業費および辺地対策事業債予定額を変更するものであります。

変更の内容としましては、道路延長を33メートルから50.3メートルに延長し、令和7年度に引き続き令和8年度も改良事業を実施することによります。

2. 新旧対照表をご覧ください。

計画書中の辺地の人口を「76人」から「71人」に変更し、項目3公共的施設の整備計画の交通通信施設（道路・林道）の事業費を「1,100万円」から「2,300万円」に、特定財源を「500万円」から「1千万円」に、一般財源を「600万円」から「1,300万円」に、一般財源の内辺地対策事業債予定額を「600万円」から「1,300万円」に合計額をそれぞれ変更後の合計額に変更いたします。

施行期日は、議決の日をもって施行いたします。

次に、議案第13号 身延町横根中辺地総合整備計画の変更について、説明いたします。

議案第13号 身延町横根中辺地総合整備計画の変更について

身延町横根中辺地総合整備計画を次のとおり変更するものであります。

1 別紙のとおり

提案理由を申し上げます。

身延町横根中辺地総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第4項の規定により、議会の議決を経る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景を申し上げます。

令和7年3月14日に議決されました身延町横根中辺地総合整備計画について、令和8年度以降の事業実施にあたり、辺地総合整備計画の一部を変更するものであります。

内容説明をいたします。

議案第13号説明資料、身延町横根中辺地をご覧ください。

1. 変更内容

「町道桜清水遊亀橋線道路改良事業」について、計画期間中の事業費および辺地対策事業債予定額を変更するものであります。

変更の内容といたしましては、事業内容の見直しにより、道路排水・舗装工事のほか、防護柵の設置、擁壁工事等を実施することによります。

2. 新旧対照表をご覧ください。

計画書中の辺地の人口を「64人」から「60人」に変更し、項目3公共的施設の整備計画の施設名交通通信施設（道路）の事業費を「2,500万円」から「3千万円」に、一般財源を「2,500万円」から「3千万円」に、一般財源の内辺地対策事業債予定額を「2,500万円」から「3千万円」に、合計額をそれぞれ変更後の合計額に変更いたします。

施行期日は、議決の日をもって施行いたします。

以上、議案第12号および議案第13号の提案理由ならびに内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第17 議案第14号 峡南衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

環境課からは、議案第14号 峡南衛生組合規約の変更に関する協議について、ご説明させていただきます。

端末の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

峡南衛生組合議会の議員の定数を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第290条の規定により議会の議決を要する。

これが議案を提出する理由であります。

内容の背景といたしましては、身延町議会の議員定数削減に伴い、峡南衛生組合の議会の議

員定数を削減するものです。

内容といたしまして、峡南衛生組合規約の一部を次のように改正いたします。

第5条第1項中「12人」を「10人」に改め、同条第2項第2号中「6人」を「4人」に改める。

施行期日ですが、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第18 議案第15号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第9号）

日程第19 議案第16号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第20 議案第17号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第21 議案第18号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第22 議案第19号 令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

以上の5議案については、財政課所管の補正予算案でございますので、一括して議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

議案第15号から議案第19号までの令和7年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、概要書により説明いたします。

令和7年度一般会計および特別会計3月補正予算（概要書）をご覧ください。

議案第15号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,294万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,861万7千円といたします。

第2表 継続費の補正について、説明いたします。

第2表 継続費の補正により継続費を変更いたします。

変更する事業は、2款1項総務管理費、第三次身延町総合計画他各種計画策定事業。事業費の総額を1,903万3千円に変更し、令和7年度年割額を859万4千円に、令和8年度年割額を1,043万9千円に変更いたします。委託契約金額が確定したことによる変更であります。

第3表 繰越明許費の補正について説明いたします。

第3表 繰越明許費補正により令和8年度への繰越明許費を追加いたします。

追加する事業につきましては、2款1項総務管理費、財産管理事業120万円は、旧静川小学校受電設備を低圧に変更する修繕工事完了までの期間を要するため、次年度へ繰り越すものであります。

2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事業205万7千円は、国の補正予算第1号による住民基本台帳システムおよび戸籍附票システム改修事業費の繰り越しに伴い次年度へ繰り越すものであります。

2款7項国土調査費、地籍調査事業1億1,702万5千円は、国の補正予算第1号による社会資本整備円滑化地籍整備事業について、令和8年度に実施予定の5つの調査区について、および地籍調査等事業用パソコン購入について、令和7年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

3款2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事務費4万7千円および3款2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業50万円は、国の補正予算第1号による物価高対応子育て応援当事業費の繰り越しに伴い、次年度へ繰り越すものであります。

3款2項児童福祉費、山梨物価高対応子育て応援特別給付金支給事業50万円は、山梨県による山梨物価高対応子育て応援特別給付金支給事業費の繰り越しに伴い、次年度へ繰り越すものであります。

6款1項農業費、農業土木事業費2,055万円は、山梨県中山間地域総合整備事業身延北部および身延南部の繰り越しに伴い、次年度へ繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費、道路橋梁維持管理事業850万円は、町道大庭西線道路改良工事について、資材の納入に不測の日数を要したため、当該工事費および測量業務委託費を次年度へ繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費、橋梁長寿命化事業1,696万円は、前橋橋梁修繕工事について、資材の納入に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

8款5項住宅費、住宅管理事業89万5千円は、坂下団地および船原団地の入居者移転に調整期間を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

9款1項消防費、消防水利整備事業1,010万円は、60立方メートル級耐震性貯水槽設置工事について、資材の納入に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

第4表 地方債の補正について説明いたします。

第4表 地方債補正により地方債の限度額を変更および廃止いたします。

変更につきましては、過疎対策事業債は1,058万円減額し、補正後の限度額を2億3,160万円といたします。

辺地対策事業債は380万円増額し、補正後の限度額を5,690万円といたします。

緊急自然災害防止対策事業債は360万円減額し、補正後の限度額を2,990万円といたします。

緊急防災・減債事業債は1,220万円減額し、補正後の限度額を2,930万円といたします。

脱炭素化推進事業債は10万円減額し、補正後の限度額を920万円といたします。

公共施設等適正管理推進事業債は2,510万円減額し、補正後の限度額を4,230万円といたします。

農地・農林漁業施設災害復旧事業債は320万円減額し、補正後の限度額を150万円といたします。

公共土木施設等災害復旧事業債は320万円減額し、補正後の限度額を180万円といたします。

廃止につきましては、旧合併特例事業債（借換債）につきましては、借り入れを行わないため廃止いたします。

歳入予算について、補正額の主な理由について説明いたします。

3款利子割交付金から10款地方特例交付金は、年度内の歳入見込みにより予算額を増減いたしました。

11款地方交付税1億5,310万7千円の増額は、国税収入の補正等に伴う再算定により12月交付額を増額いたしました。

15款国庫支出金3,167万7千円の減額は、国庫負担金および国庫補助金対象事業の実績を見込み減額をいたしました。

16款県支出金5,268万6千円の増額は、県負担金および県補助金、県委託金事業の実績を見込み、増額をいたしました。

このうち2項1目総務費県補助金、地籍調査費補助金7,165万円の増額は、国の補正予算第1号による地籍調査補助金で繰越明許事業へ充当いたします。

18款寄附金2,299万円の増額は、ふるさと納税等の寄附金の見込みによる増額であります。

19款繰入金1億926万1千円の減額は、財政調整基金およびまちづくり振興基金等の特定目的基金繰入金は、充当事業等の決算額を見込み、減額いたしました。

22款町債の減額は、「第4表 地方債補正」において説明いたしましたとおりであります。歳出予算について、補正額の主な内容についてご説明いたします。

なお、歳出の補正予算は、年度末に向けまして、各事業の執行状況および決算見込みに基づき、予算額を増減したものであります。

2款総務費について説明いたします。

1項総務管理費、8目情報化推進費1,720万8千円を減額いたします。ガバメントクラウド利用実績の見込みおよび職員用パソコン等更改に伴うネットワーク運用管理費の減額であります。

12目デジタル田園都市国家構想事業費2,493万7千円を減額いたします。農業振興による六次産業化事業および観光資源の魅力アップ事業等の事業の実績による減額であります。

14目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金846万6千円を減額いたします。高齢者生活支援給付金事務費および事業費の実績による減額であります。

7項国土調査費、1目地籍調査費1億411万7千円を増額いたします。国の補正予算第1号による地籍調査補助金により、5つの調査区の事業費および地籍調査等事業用デスクトップパソコン1台、ノートパソコン9台の購入費であります。

3款民生費について、説明いたします。

1項社会福祉費、4目高齢者福祉費1,644万8千円の減額は、養護老人ホーム入所者措置費等の減額であります。

7目障害福祉費3,671万円の減額は、重度心身障害者医療費助成、自立支援医療給付費および障害福祉サービス費事業費等の実績見込みによる減額であります。

2項児童福祉費、7目特定教育・保育施設費876万4千円を増額いたします。これは、民間保育所保育業務の制度改正等および民間保育所事業費補助金等の実績見込みによる増額であります。

4款衛生費について説明いたします。

1項保健衛生費、2目予防費1,456万1千円を減額いたします。循環器検査業務および各種がん検診業務等の実績による減額、また新型コロナウイルスワクチン事業負担金返還金の

増額によるものであります。

3目母子衛生費839万8千円を減額いたします。乳幼児、学童予防接種業務等の実績による減額であります。

6款農林水産業費について説明いたします。

1項農業費、3目農業振興費224万2千円を減額いたします。農林水産業振興事業補助金の確定による減額であります。

4目農業土木費323万4千円を減額いたします。山梨県砂防工事との調整により、大野地区鳥獣害防止柵移設工事費の減額であります。

8款土木費について説明いたします。

1項土木管理費、1目土木総務費564万7千円を減額いたします。これは人件費の減額、急傾斜地崩壊対策事業国庫補助事業負担金の増額および急傾斜地崩壊対策事業県単独事業負担金の減額によるものであります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費600万円を減額いたします。町道本町大庭線道路改良工事の工法変更による減額であります。

5項住宅費、1目住宅管理費908万6千円を減額いたします。委託料、工事請負費、補助金の実績見込みによる減額であります。

9款消防費について説明いたします。

3項防災費、1目防災費5,672万7千円を減額いたします。同報系防災行政無線整備工事費の実績による減額であります。

10款教育費について説明いたします。

1項教育総務費、2目事務局費1,872万6千円を減額いたします。スクールバス運行業務等の実績見込みによる減額であります。

4項社会教育費、3目図書館費134万9千円を減額いたします。図書館情報ネットワークシステムの更改により、リース料の減額であります。

5項文化振興費、4目総合文化会館費688万7千円を減額いたします。総合文化会館外装改修設計業務費等の実績による減額であります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費610万5千円を減額いたします。地域おこし協力隊経費等、実績見込みによる減額であります。

13款諸支出金について説明いたします。

1項基金費1億3,917万9千円を増額いたします。基金の積立金は、補正による予算額の精査により所要額を積み立てるものであります。

次に、議案第16号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,437万4千円といたします。

補正予算の主な内容は、令和7年度の決算を見込んだ増減および国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、財政調整基金への積立金を計上しております。

次に、議案第17号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ906万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,870万6千円といたします。

補正予算の主な内容は、令和7年度の決算を見込み、所要額の補正による減額の予算となっ

ております。

次に、議案第18号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,218万7千円といたします。

補正予算の主な内容は、令和7年度の決算を見込み、所要額の補正による減額の予算となっております。

次に、議案第19号 令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,023万7千円といたします。

第2表 繰越明許費について説明いたします。

第2表 繰越明許費により翌年度に繰り越して使用できる経費を設定いたします。

1款温泉事業費、1項温泉管理費、温泉分湯施設維持管理事業411万4千円を繰越明許費といたします。

下部奥の湯高温源泉ポンプ交換他工事の実施にあたり、山梨県の許可に期間を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

歳入予算につきましては、決算を見込み、所要額を補正いたしました。

歳出予算につきましては、決算を見込み、所要額を補正し、温泉事業の財政運営の円滑化を図るため、下部奥の湯温泉事業基金への積み立てを計上いたしました。

以上で、議案第15号から議案第19号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容の説明が終わりました。

---

日程第23 議案第20号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第24 議案第21号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）

以上の2議案は、上下水道課所管の補正予算案でありますので、一括して議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

それでは、議案第20号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、内容を説明させていただきます。

端末の3ページをご覧ください。

第2条、令和7年度身延町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を第1款水道事業収益1,261万円減額し、6億4,182万5千円に補正します。

7ページをご覧ください。

第1項営業収益の詳細につきましては、水道料金収入が当初の見込みにより減少したことにより、1目給水収益を764万円減額します。

また、手数料が当初の見込みにより増加したことにより、9目その他の営業収益を43万2千円増額します。

第2項営業外収益の詳細につきましては、令和6年度事業の収益化により、8目長期前受金

戻入を546万7千円減額します。

また、普通預金の利息がついたことにより、90目雑収益を6万5千円増額します。

3ページにお戻りください。

次に、第1款水道事業費用の予定額を1,084万6千円減額し、6億4,156万4千円に補正します。

8ページをご覧ください。

第1項営業費用の詳細につきましては、主なものとしたしまして、契約による差金や減価償却費の除却償却により減額します。

3ページにお戻りください。

次に、第3条、予算、第4条、本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,101万7千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,424万2千円」に、「当該年度分損益勘定留保金1億4,101万7千円」を「当該年度分損益勘定留保資金1億4,424万2千円」に改め、資本的収入の予定額を第1款資本的収入322万5千円減額し、1億8,261万4千円に補正します。

9ページをご覧ください。

第1項企業債の詳細につきましては、過疎対策事業債の借入額が減少したため減額します。

第4項負担金等の詳細につきましては、水道新規加入者が見込みより増加したことにより増額します。

3ページにお戻りください。

次に、第4条、予算、第5条に定めた起債の限度額が350万円減額し、2,750万円に改めます。

4ページをご覧ください。

次に、第5条、予算、第8条で定めた職員給与費の額を11万1千円増額し、8,375万円に改めます。

以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

引き続きまして、議案第21号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、内容を説明させていただきます。

端末の3ページをご覧ください。

第2条、令和7年度身延町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入の予定額を第1款下水道事業収益1,704万円減額し、4億9,260万5千円に補正するものです。

7ページをご覧ください。

第1項営業収益の詳細につきましては、下水道使用料の収益が当初の見込みより減少したことにより、1目下水道使用料162万円を減額するものです。

第2項営業外収益の詳細につきましては、社会資本整備総合交付金減額に伴う事業量減により、2目他会計補助金、基準外繰入金832万4千円の減額および4目補助金709万6千円を減額するものです。

3ページにお戻りください。

次に、収益的支出の予定額を第1款下水道事業費用1,548万9千円減額し、4億8,754万2千円に補正するものです。

8ページをご覧ください。

第1項営業費用の詳細につきましては、9目総係費の委託料、社会資本整備総合交付金の減額および入札差金による1,548万9千円を減額するものです。

3ページにお戻りください。

次に第3条、予算、第4条、本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,695万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額603万3千円、損益勘定留保資金1億2,092万2千円で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,424万3千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額178万円、損益勘定留保資金1億792万5千円、減債積立金2,453万8千円で補てんするものとする」に改め、資本的収入の予定額を第1款資本的収入886万1千円減額し、6,761万5千円に補正します。

9ページをご覧ください。

第1項企業債の詳細につきましては、下水道事業債の借入額が減額したため、減額するものです。

第4項負担金等の詳細につきましては、社会資本整備総合交付金の減額および財源組み替えによる減額により、中富浄化センターし尿処理場整備に係る負担金「早川町分」の工事負担金を減額するものです。

第5項補助金の詳細につきましては、社会資本整備総合交付金の減額により減額するものです。

3ページにお戻りください。

次に、予算第3条に定めた資本的支出の予定額を第1款資本的支出157万3千円減額し、2億185万8千円に補正するものです。

10ページをご覧ください。

第1項建設改良費の詳細につきましては、4目処理場建設改良費、入札による事業費確定のため、157万3千円減額するものです。

以上で、議案第20号および議案第21号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

よろしく申し上げます。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時11分

○議長（伊藤達美君）

それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第25 議案第22号 令和8年度身延町一般会計予算

日程第26 議案第23号 令和8年度身延町国民健康保険特別会計予算

日程第27 議案第24号 令和8年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

日程第28 議案第25号 令和8年度身延町介護保険特別会計予算

|         |           |                                           |
|---------|-----------|-------------------------------------------|
| 日程第 2 9 | 議案第 2 6 号 | 令和 8 年度身延町介護サービス事業特別会計予算                  |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 7 号 | 令和 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算                 |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 8 号 | 令和 8 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算 |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 9 号 | 令和 8 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算           |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 0 号 | 令和 8 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算          |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 1 号 | 令和 8 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算   |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 2 号 | 令和 8 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算            |
| 日程第 3 6 | 議案第 3 3 号 | 令和 8 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算             |
| 日程第 3 7 | 議案第 3 4 号 | 令和 8 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算            |
| 日程第 3 8 | 議案第 3 5 号 | 令和 8 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算            |
| 日程第 3 9 | 議案第 3 6 号 | 令和 8 年度身延町西嶋財産区特別会計予算                     |
| 日程第 4 0 | 議案第 3 7 号 | 令和 8 年度身延町曙財産区特別会計予算                      |
| 日程第 4 1 | 議案第 3 8 号 | 令和 8 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算                  |
| 日程第 4 2 | 議案第 3 9 号 | 令和 8 年度身延町下山地区財産区特別会計予算                   |

以上の 1 8 議案は、一般会計および特別会計の当初予算でありますので、一括して議題といたします。

なお、議案第 2 8 号から議案第 3 9 号までは財産区の予算案となりますので、定例会資料 1 0 ページのとおり、内容説明は省略いたします。

それでは、議案第 2 2 号から議案第 2 7 号までについて、担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

議案第 2 2 号から議案第 2 7 号までの令和 8 年度身延町一般会計および特別会計予算について、概要書により説明させていただきます。

令和 8 年度一般会計および特別会計当初予算（概要書）をご覧ください。

議案第 2 2 号 令和 8 年度身延町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2 億 4, 6 0 0 万円といたしました。

第 2 表 地方債について説明いたします。

地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

過疎対策事業債は 2 億 9, 2 7 0 万円、辺地対策事業債は 2, 4 1 0 万円、緊急防災・減災事業債は 8 4 0 万円、公共施設等適正管理推進事業債は 1 億 4, 6 8 0 万円、脱炭素化推進事業債は 5 9 0 万円、デジタル活用推進事業債は 2, 3 9 0 万円、公共事業等債は 1, 9 8 0 万円。以上、地方債の限度額の総額は 5 億 2, 1 6 0 万円であります。

なお、起債の目的ごとの充当事業は記載のとおりであります。

歳入予算につきまして説明いたします。

1 款町税は、前年度に対して 1 % 減の 1 億 2 億 8, 3 7 8 万 9 千円を見込みました。

個人町民税については、人口減少・高齢化に伴う納税義務者の減少により、前年度から

740万円を減額し、法人町民税については、製造業および運輸業等において、コロナ前の業績に戻る傾向にあることから、前年度から200万円の増額といたしました。

固定資産税については、土地は評価額減少に伴う減額。家屋は軽減税額の減少に伴う増額。償却資産は減価償却に伴う減額を見込み、前年度から480万円を減額といたしました。

軽自動車税については、環境性能割は、税制改正による廃止により前年度から251万6千円を減額し、種別割は、登録台数の減少傾向により前年度から60万円を減額いたしました。

町たばこ税は、税制改正による増税と消費減少を見込み、前年度と同額といたしました。

入湯税は、前年度の決算見込みにより前年度と同額といたしました。

2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等に基づき所要額を見込みました。

なお、主要な財源であります11款地方交付税は、42億円を計上いたしました。

地方交付税については、国の当初予算案をもとに県による試算が行われ、本町においては交付税総額が昨年度を上回ることが見込まれております。

13款分担金及び負担金は、児童福祉・社会福祉サービス等の利用者負担金や小中学校給食費負担金の所要額を計上いたしました。

14款使用料及び手数料は、各公共施設使用料ならびに窓口事務手数料等の所要額を計上いたしました。

15款国庫支出金のうち、国庫補助金については、町が事業主体となって実施する事業補助金について所要額を計上いたしました。

主なものといたしましては、地域生活支援事業費等補助金824万3千円、子ども・子育て支援交付金1,075万5千円、そのほか記載いたしましたとおりであります。

16款県支出金のうち、県補助金は、国県の制度に伴う補助金を計上いたしました。

主な補助金の内容は記載いたしましたとおりであります。

県委託金は、統計、移譲事務、自然環境保全、文化財等の委託金を計上いたしました。

選挙費委託金は、山梨県知事選挙費委託金および山梨県議会議員選挙費委託金を計上いたしました。

17款財産収入は、町有財産の貸付収入および基金運用利子を計上いたしました。

18款寄附金は、一般寄附金および指定寄附金を計上いたしました。

19款繰入金11億9,091万1千円は、各基金の用途に応じて所要額を計上いたしました。

なお、各基金繰入金の充当事業については記載のとおりであります。

20款繰越金は、前年度繰越金として3億3,992万9千円を見込みました。

21款諸収入は、町預金利子や諸施設の売上金等の雑入所要額を見込みました。

22款町債は5億2,160万円を計上いたしました。町債につきましては、「第2表 地方債」で説明したとおりであります。

歳出予算について説明いたします。

1款議会費について説明いたします。

1款議会費7,992万3千円は、議会運営に係る年間諸経費を計上いたしました。

2款総務費について説明いたします。

2款総務費は18億105万1千円を計上いたしました。

1 項総務管理費 1 3 億 9, 4 7 3 万 4 千円のうち、1 目一般管理費は、主に特別職を含む人件費等や峡南広域行政組合運営負担金、ならびに法制事務、文書管理および情報公開・個人情報保護制度に係る所要額を計上いたしました。

3 目財政管理費は、財政管理に係る人件費、事務費を計上し、電子入札共同化事業負担金、電子契約システム負担金を計上いたしました。

6 目施設整備費は、旧身延中学校跡地利用に係る所要額を計上し、不動産鑑定業務委託料を計上いたしました。

7 目企画費は、田舎くらし推進事業に係る所要額および、ふるさと納税に対する返礼品に係る関係経費、第三次総合計画ほか各種計画策定業務費等を計上いたしました。

1 2 目デジタル田園都市国家構想事業費は、人材育成事業、結婚・出産支援事業等の推進に向け高大連携授業、移住コーディネーター配置、新築住宅祝金等の所要額を計上いたしました。

4 項選挙費 2, 0 1 1 万円のうち、5 目山梨県知事選挙費および 6 目山梨県議会議員選挙費は、選挙執行経費を計上いたしました。

3 款民生費について説明いたします。

3 款民生費は、2 1 億 6 3 2 万 6 千円を計上いたしました。

1 項社会福祉費 1 5 億 6, 8 6 8 万 8 千円のうち、1 目社会福祉総務費は、民生委員活動費や社会福祉協議会補助金など町の福祉サービスの充実に係る所要額および、身延福祉センター管理費を計上いたしました。

3 目国民年金費は、国民年金事務経費を計上し、国民年金システム改修業務負担金を計上いたしました。

4 目高齢者福祉費は、高齢者に係る生活支援事業やシルバー人材センター運営負担金、ならびに老人クラブ補助金等の高齢者の福祉に係る所要額を計上いたしました。

7 目障害福祉費は、障害児や障害者が自立した日常生活や社会生活ができる環境づくりに向けた地域生活支援事業費や障害者自立支援給付費等に係る所要額を計上いたしました。

2 項児童福祉費 5 億 3, 7 6 3 万 7 千円のうち、1 目児童福祉費は、子育て支援医療費助成として 1 8 歳までの医療費無料化やひとり親家庭への医療費助成などの扶助費等、子どもたちの健全育成等を図るための所要額を計上いたしました。

2 目児童措置費は、児童手当支給に係る所要額を計上いたしました。

3 目常葉保育所費から 6 目静川保育所費は、保育所施設管理費等を計上し、7 目特定教育・保育施設費は、保育環境の整備と充実に向け、私立保育園および認定こども園への保育業務委託料および補助金を計上いたしました。

1 1 目デジタル田園都市国家構想事業費は、不妊治療医療費助成、保育所等入園支度金、乳幼児おむつ助成金、英語教育等、児童福祉に係る所要額を計上いたしました。

4 款衛生費について説明いたします。

4 款衛生費は 1 4 億 2, 4 0 6 万 9 千円を計上いたしました。

1 項保健衛生費 7 億 6, 6 1 0 万 5 千円のうち、1 目保健衛生総務費は、地域医療・救急医療体制の確保を図るための負担金等、中富保健福祉センター、地域活動支援センターの管理運営費を計上し、病院群輪番制病院設備整備費補助金を計上いたしました。

2 目予防費は、生涯を通じて健康で元気な生活が送れるよう、生活習慣病予防対策、特定健康診査等の所要額を計上するとともに、感染症等の予防を図るための、高齢者予防接種業務等

の予防費を計上しており、また、飯富病院への負担金を計上しております。

6目医療整備費は、峡南南部地域における医療再編に向け、早川町・身延町・南部町医療事務組合負担金を計上いたしました。

2項清掃費2億4,692万円は、1目清掃総務費に峡南衛生組合負担金および山梨西部広域環境組合負担金等を計上いたしました。

3項水道総務費4億1,104万4千円は、小規模水道運営に係る水質検査料等の所要額および水道事業公営企業会計への繰出金を計上いたしました。

6款農林水産業費について説明いたします。

6款農林水産業費は3億1,155万2千円を計上いたしました。

1項農業費2億3,112万円のうち、3目農業振興費は、農業の振興を図るため、事務費のほか、有害鳥獣対策事業経費、あけぼの大豆関連経費、中山間地域等直接支払制度補助金等の事業費を計上し、指定管理による「ゆばの里」「大島農林産物直売所」「下部農村文化公園」「市之瀬味噌加工所」「味噌加工施設」「あけぼの大豆拠点施設」の農業振興施設関係経費を計上いたしました。

農地利用状況ドローン調査、分析業務委託料を計上しております。

5目デジタル田園都市国家構想事業費は、農業振興による6次産業化事業の推進に向け、枝豆共撰所運營業務、矢細工試験圃場業務等の委託料や地域おこし協力隊経費を計上いたしました。

2項林業費8,043万2千円のうち、1目林業振興費は、林業の振興を図るため、シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣捕獲、ツキノワグマ放獣報償費、猟友会活動補助等の経費および森林組合職員設置や間伐実施事業推進費補助金等の所要額を計上し、また、森林環境譲与税に対応する事業として、ナラ枯れ被害対策事業費等を計上いたしました。

7款商工費について説明いたします。

7款商工費は2億138万1千円を計上いたしました。

1項商工費3,097万円のうち、1目商工振興費は、商工業の振興を図るため、身延町商工会の経営改善普及事業および地域総合振興事業に対する補助金、和紙振興事業補助金等のほか、消費者対策事業の関係所要額を計上いたしました。

2目デジタル田園都市国家構想事業費は、企業支援および新規事業所誘致事業を推進するため、創業支援等事業費補助金を計上いたしました。

2項観光費1億7,041万1千円のうち、1目観光費は観光の振興により誘客を図るため、下部観光協会事業ならびに身延山観光協会事業、みのぶフェスに対する補助金や、身延山万灯行列等の地域活性化イベント補助金等の所要額を計上するとともに、観光宣伝事業費のほか、公衆トイレや駐車場、案内所等の観光施設管理費を計上いたしました。

2目デジタル田園都市国家構想事業費は、観光資源の魅力アップ事業の推進に向け、しだれ桜の里、観光案内所、みのぶ自然の里、にしじま和紙の里管理費、地域おこし協力隊に係る所要額を計上いたしました。

8款土木費について説明いたします。

8款土木費は7億9,868万8千円を計上いたしました。

1項土木管理費9,473万4千円は、急傾斜地崩壊対策国庫補助事業負担金、急傾斜地崩壊対策事業県単独事業負担金等を計上し、新たに第2期となる丸滝宅地分譲地造成に伴う用地

調査測量業務委託料、大河内体育館敷地内未相続地の時効取得業務費を計上いたしました。

2項道路橋梁費2億1,709万8千円のうち、2目道路橋梁新設改良費は、町道本町大庭線用地測量等業務委託料、町道桜清水遊亀橋線外道路改良工事、町道本町大庭線外1路線道路改良工事費等を計上いたしました。

3目道路メンテナンス事業費は、橋梁長寿命化事業として、橋梁等点検業務委託等を計上いたしました。

4項都市計画費4,619万3千円は、都市計画区域内の整備事業として、町道昭和道路線、町道西谷線ガードレール修景工事、門内地区景観まちづくり事業補助金、身延駅前広場清掃管理業務委託料等の事業費を計上いたしました。

5項住宅費1億7,730万6千円のうち、1目住宅管理費は、町営住宅西嶋団地、西嶋第2団地、榎田団地等、14団地および町有住宅相又団地の維持管理費に係る所要額を計上いたしました。

なお、令和7年度から令和8年度の継続費による町有相又団地外装改修工事費および工事監理業務費、相又団地浄化槽工事費、梅平団地解体工事費、木造住宅の耐震化補助、危険空家等解体費補助、K A I T E K I 住宅普及促進事業補助等の所要額を計上しております。

6項下水道費2億5,374万2千円は、下水道事業公営企業会計への繰出金を計上いたしました。

9款消防費について説明いたします。

9款消防費は1億5,340万9千円を計上いたしました。

1項消防費5,949万9千円は、消防団活動費として報酬および出動手当、分団運営交付金、各分団詰所の維持管理費等を計上いたしました。

3項防災費9,366万1千円は、大規模災害の発生に備え、災害用備蓄品等の購入に係る所要額および防災行政無線設備の維持管理費等を計上し、防災行政無線移動系機器更新業務委託料を計上いたしました。

10款教育費について説明いたします。

10款教育費は14億8,252万9千円を計上いたしました。

1項教育総務費3億7,092万6千円のうち、2目事務局費は、非常勤職員報酬、特別職・一般職人件費のほか、県統合型校務支援システム事業負担金、教育情報セキュリティクラウド事業負担金、教育研修センターによる児童生徒の学力向上を目的とした向学館の開設経費、イングリッシュキャンプ事業費、芸術鑑賞補助金、通学対策としてスクールバスおよびスクールタクシーの運行業務委託料等の所要額を計上いたしました。

G I G Aスクール児童生徒用タブレット更新のため、230台分の購入設定費を計上しております。

5目デジタル田園都市国家構想事業費は、地場産業の活性化とPR強化推進事業において、卒業記念印鑑、和紙の卒業証書等経費を計上し、子育て世代支援事業においては、小中学校入学支度金、修学旅行の補助、給食費の全額補助および学校教材費を計上いたしました。また、教育環境の質的向上事業においては、児童生徒チャレンジ応援助成金、小中学校外国語指導助手業務費を計上いたしました。

2項小学校費1億9,605万2千円のうち、2目教育振興費は、各小学校における各種教育指導のための講師招へい費やICT支援員業務、プログラミング教育補助業務委託料、学校

図書ならびに教材備品購入費等の所要額を計上いたしました。

3目教育委員会学校管理費は、町単講師、町単教諭、嘱託医やスクールカウンセラー等を配置する経費、各小学校の施設維持管理費や情報ネットワーク機器の維持管理関係所要額を計上し、GIGAスクール教員用タブレット更新のため39台分の購入設定費および下山小学校大規模改修設計業務費を計上しております。

3項中学校費8,005万5千円のうち、2目教育振興費は、各種教育指導のための講師招へい費やICT支援員業務、プログラミング教育補助業務委託費、選手派遣費補助、学校行事補助や学校図書購入費、ならびに教材備品購入費等の所要額を計上いたしました。

3目教育委員会学校管理費は、町単講師、町単教諭、嘱託医やスクールカウンセラー等を配置する経費および施設維持管理費や情報ネットワーク機器の維持管理関係の所要額を計上し、GIGAスクール教員用タブレット更新のため、18台分の購入設定費およびダッグアウト設置工事費を計上いたしました。

4項社会教育費2億2,791万7千円のうち、2目公民館費は、分館長報酬、人件費、各地区公民館維持管理および運営事業費、ならびに各分館の維持管理に係る所要額を計上いたしました。

旧身延中学校跡地利用に向け、身延地区公民館身延分館解体工事費を計上いたしました。身延分館機能は、総合文化会館へ移転いたします。

6目デジタル田園都市国家構想事業費は、まちづくり・地域づくり活動を支援するため、講演会等経費を計上いたしました。

5項文化振興費2億9,658万6千円のうち、4目総合文化会館費は、施設の維持管理および自主事業に係る所要額を計上いたしました。

客席ホール天井耐震改修工事設計業務委託料、総合文化会館外壁タイルおよび屋上防水改修工事費および工事監理業務委託料を計上いたしました。

6目デジタル田園都市国家構想事業費は、教育環境の質的向上事業による文化財学習講座、文化財等保存継承事業調査等に係る所要額を計上いたしました。

6項保健体育費1億9,728万7千円のうち、2目体育施設費は、町内の社会体育施設、体育館、グラウンド、テニスコート、弓道場、グラウンドゴルフ場等の維持管理に係る所要額を計上いたしました。

第2期丸滝宅地分譲事業に向けた大河内体育館解体工事費および、旧身延中学校跡地利用に向けた身延武道館解体工事費を計上いたしました。大河内体育館機能は身延町民体育館へ、身延武道館機能は身延中学校柔道場へ集約いたします。

7項学校給食費1億1,370万6千円は、食育を推進し、町内小中学校児童生徒へ給食を提供するための所要額および施設の維持管理費を計上いたしました。

12款公債費について説明いたします。

12款公債費8億2,301万8千円は、長期借入金償還元金利子及び一時借入金利子の計上であります。

13款諸支出金について説明いたします。

13款諸支出金5,037万8千円は、財政調整基金外18基金の元金および利子等を積み立てる所要額を計上いたしました。

次に、議案第23号 令和8年度身延町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,576万3千円といたしました。

町が保険者となり財政運営主体となる現行の国民健康保険制度において、県は効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っており、町が担う保険税の賦課・徴収および保健事業に係る歳入歳出予算を計上いたしました。

特に、国保被保険者の医療費適正化や保健事業への取り組みに配慮し、本町における国保運営の健全化を考慮した予算といたしました。

次に、議案第24号 令和8年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,367万7千円といたしました。

後期高齢者医療制度に基づき、県後期高齢者医療広域連合と連携した予算といたしました。

次に、議案第25号 令和8年度身延町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,041万8千円といたしました。

介護保険制度を円滑に実施するため、第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政の健全化を図り、介護給付と地域包括支援センターを中心とした、介護予防や相談支援事業等を推進する予算編成といたしました。

次に、議案第26号 令和8年度身延町介護サービス特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,292万6千円といたしました。

介護予防サービス計画事業や介護予防ケアマネジメント事業を実施する予算であります。

次に、議案第27号 令和8年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767万円といたしました。

奥の湯高温源泉の安定的な供給に資する予算といたしました。

以上で、議案第22号から議案第27号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第43 議案第40号 令和8年度身延町水道事業会計予算

日程第44 議案第41号 令和8年度身延町下水道事業会計予算

以上の2議案は、上下水道課所管の当初予算でありますので、一括して議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

それでは、議案第40号 令和8年度身延町水道事業会計予算につきまして、内容を説明させていただきます。

端末の3ページをご覧ください。

第2条の業務量は、給水戸数5,936戸、年間配水量216万4,752立方メートル、1日最大配水量6,792立方メートルを予定し、主な建設改良事業として、町単独事業9,030万円を計画します。

第3条の収益勘定の収入額を6億2,416万9千円に、支出額を6億2,416万9千円とし、第4条の資本勘定の収入額を2億1,056万6千円、支出額を3億6,889万2千円とします。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の1億5,832万6千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

4ページをご覧ください。

第5条の企業債は、水道事業債の限度額を3,900万円、過疎対策事業債3,900万円、公営企業適用債を150万円とします。

第6条の一時借入金の限度額は2億円とします。

第7条および第8条は、表記のとおりです。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を2億5,200万4千円とします。

第10条は表記のとおりです。

7ページをご覧ください。

第3条の収益勘定の収入の詳細につきましては、第1項営業収益1億8,451万8千円。主なものといたしまして、1目給水収益1億8,450万円とします。

2項営業外収益4億3,965万1千円。主なものといたしまして、2目他会計補助金2億5,200万4千円、3目他会計負担金1,451万2千円、8目長期前受金戻入1億7,313万3千円とします。

8ページをご覧ください。

第3条の収益勘定の支出の詳細につきましては、1項営業費用5億9,221万1千円。主なものといたしまして、1目原水及び浄水費9,474万3千円、2目配水及び給水費8,905万2千円、9目総係費6,048万8千円。

9ページをご覧ください。

10目減価償却費3億4,792万7千円とします。

2項営業外費用3,175万7千円。主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費2,525万7千円とします。

3項特別損失10万1千円。

9項予備費10万円とします。

10ページをご覧ください。

第4条の資本勘定の収入額の詳細につきましては、1項企業債7,800万円。主なものといたしまして、1目企業債7,800万円とします。

4項負担金等1億3,256万6千円。主なものといたしまして、2目他会計負担金1億3,251万1千円とします。

11ページをご覧ください。

第4条の資本勘定の支出額の詳細につきましては、1項建設改良費1億2,831万6千円。主なものといたしまして、2目施設費9,030万円とします。

2項企業債償還金2億4,057万6千円。主なものといたしまして、1目建設企業債元金償還金2億3,016万6千円とします。

以上で、議案第40号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第41号 令和8年度身延町下水道事業会計予算につきまして、内容を説明させていただきます。

端末の3ページをご覧ください。

第2条の業務予定量は、処理人口5,121人、年間処理水量65万5,355立方メートル

ル、1日平均処理水量1,795立方メートルを予定し、主な建設改良事業として下水道管敷設工事750万円を計画します。

第3条の収益勘定の収入額を5億4,222万1千円に、支出額を5億3,521万2千円とします。

4ページをご覧ください。

第4条の資本勘定の収入額を1,382万2千円、支出額を1億4,680万円とします。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の1億3,297万8千円は、過年度損益勘定留保資金2,050万円、当年度損益勘定留保資金1億1,088万円、当年度利益剰余金159万8千円で補てんいたします。

第5条の企業債は、下水道事業債の限度額を660万円、公営企業会計適用債150万円とします。

5ページをご覧ください。

第6条の一時借入金の限度額は2億5千万円とします。

第7条および第8条は、表記のとおりです。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を9,612万2千円とします。

第10条は表記のとおりです。

9ページをご覧ください。

第3条の収益勘定の収入の詳細につきましては、1項営業収益9,285万6千円。主なものといたしまして、1目下水道使用料9,222万5千円とします。

2項営業外収益4億4,936万5千円。主なものといたしまして、2目他会計補助金8,330万円、3目他会計負担金1億5,704万4千円、8目長期前受金戻入1億9,252万円とします。

10ページをご覧ください。

第3条の収益勘定の支出の詳細につきましては、1項営業費用5億1,101万4千円。主なものといたしまして、1目管渠費3,595万1千円、3目処理場費7,498万3千円、9目総係費7,866万8千円。

11ページをご覧ください。

10目減価償却費3億2,141万2千円とします。

2項営業外費用2,323万8千円。主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費2,173万8千円とします。

3項特別損失16万円。

9項予備費80万円とします。

12ページをご覧ください。

第4条の資本勘定の収入額の詳細につきましては、4項負担金等100万円。主なものといたしまして、2目受益者負担金40万円、3目受益者分担金60万円とします。

6項他会計負担金1,282万2千円とします。

13ページをご覧ください。

第4条の資本勘定の支出額の詳細につきましては、1項建設改良費750万円。主なものといたしまして、2目管路建設改良費750万円とします。

2項企業債償還金1億3,930万円。主なものといたしまして、1目建設企業債元金償還

金1億3,409万4千円とします。

以上で、議案第40号および議案第41号の内容説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第45 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、端末の議案説明書にて、ご説明いたします。

提案理由ですけれども、令和8年9月30日に委員の任期が満了するので、その後任委員の候補者を推薦する必要が生じました。

ついては、その後任委員の候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等ですけれども、中富地区の伊藤宗範氏の任期が令和8年9月30日に満了となるため、新たに委員を推薦する必要がございます。

委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項に「委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方の中から、議会の意見を聞いて候補者を推薦する。」と規定されています。

内容ですけれども、推薦しようとする方は、佐野みちる氏。住所、生年月日は記載のとおりです。

佐野みちる氏につきましては、昭和55年4月から令和5年3月までの長きにわたり、山梨県内の各小中学校で養護教諭として児童教育に携わり、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として、職務を遂行していただく上で適任者であり、推薦をするものであります。

なお、任期は令和8年10月1日から令和11年9月30日までです。

以上ですけれども、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑について、同種類の議案については、その都度同意を求めて、一括して質疑を行いたいと思います。一括質疑となった場合には、ご発言の際に、質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いいたします。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料8ページの議案のとおり、常任委員会へ付託を予定いたしておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、定例会資料9ページおよび10ページの議案については、委員会付託を省略の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第3号から議案第10号までの8議案については、条例案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第10号までの8議案については、一括して質疑を行うことに決定をいたしました。

それでは、質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号から議案第10号までの質疑を終わります。

次に、議案第11号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号および議案第13号については、辺地計画変更に関する案件のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号および議案第13号については、一括して質疑を行うことに決定いたしました。

それでは、質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第12号および議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号から議案第21号までの7議案については、補正予算案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までの7議案については、一括して質疑を行うことに決定をいたしました。

それでは、質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第15号から議案第21号までの質疑を終わります。

次に、議案第22号から議案第41号までの20議案については、当初予算案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第41号までの20議案については、一括して質疑を行うことに決定いたしました。

それでは、質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号から議案第41号までの質疑を終わります。

次に、諮問第1号については、人事案件であるため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、質疑を省略いたします。

それでは、お諮りいたします。

定例会資料8ページの委員会付託議案表のとおり、議案第3号から議案第27号までおよび議案第40号ならびに議案第41号の計27議案を常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

定例会資料9ページの委員会付託省略議案表のとおり、議案第28号から議案第39号までおよび諮問第1号の計13議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会への付託を省略いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

このあと、予算決算常任委員会の現地調査が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、これをもちまして本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中山耕史君)

相互のあいさつを交わし、終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。  
お疲れさまでした。

散会 午後12時15分

令和 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 3 日

令和8年第1回身延町議会定例会（2日目）

令和8年3月3日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告  
日程第2 一般質問  
日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（12人）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 遠 藤 一 彦 | 2番  | 望 月 俊   |
| 3番  | 羽 賀 勝 之 | 4番  | 山 下 利 彦 |
| 5番  | 佐 野 昇   | 6番  | 深 山 光 信 |
| 7番  | 市 川 司   | 8番  | 佐 野 知 世 |
| 9番  | 伊 藤 雄 波 | 10番 | 上 田 孝 二 |
| 11番 | 遠 藤 公 久 | 12番 | 伊 藤 達 美 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

|               |   |       |             |        |
|---------------|---|-------|-------------|--------|
| 町             | 長 | 望月 幹也 | 副町長         | 遠藤 基   |
| 教 育           | 長 | 馬場 泰  | 総務課長        | 深沢 泉   |
| 会 計 管 理 者     |   | 笠井 和美 | 企画政策課長      | 高野 修   |
| 交 通 防 災 課 長   |   | 天野 芳英 | 財 政 課 長     | 幡野 弘   |
| 税 務 課 長       |   | 伊藤 剛  | 町 民 課 長     | 曾谷 英輝  |
| 福 祉 保 健 課 長   |   | 松田 宜親 | 観 光 課 長     | 青嶋 浩二  |
| 子 育 て 支 援 課 長 |   | 遠藤 仁  | 産 業 課 長     | 若狭 秀樹  |
| 建 設 課 長       |   | 佐野 彰  | 土 地 対 策 課 長 | 深沢 暢之  |
| 環境課長・上下水道課長   |   | 笠井 健一 | 身 延 支 所 長   | 加藤 千登勢 |
| 下 部 支 所 長     |   | 望月 融  | 施 設 整 備 課 長 | 佐野 美秀  |
| 学 校 教 育 課 長   |   | 望月 俊也 | 生 涯 学 習 課 長 | 石部 直樹  |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 中山 耕史  
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（伊藤達美君）

本日は大変ご苦勞さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 一般質問

通告の1番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回の質問項目ですが、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画、デジタル田園都市国家構想戦略との三位一体の整合性と、それらの計画の底辺を流れるAIの利用、それから過疎地域持続的発展計画の重要課題であります人口減少におけるへき地医療の在り方につきまして、関連しております項目につきまして順次質問させていただきます。

様々な計画の中から「地域活性化」という言葉が前面に出ていた時代から、近年は「持続可能な地域」という表現へと軸足が移っていきます。この変化は単なる言い換えではなく、政策の転換を意味しています。

2026年は、人口の6人に1人が医療・介護ニーズが大きい75歳以上の後期高齢者となる社会に対して、持続可能な支え方を見極める計画の作成を急がなくてはなりません。

今回提案されている過疎地域持続的発展計画は、高齢化と人口減少を前提とした生活機能の維持が目的です。そのため、人口減少下でも生活が成り立ち、住み続けられる地域づくりの仕組み、へき地医療の在り方等が計画の核心となります。

そして、その内容をさらに推し進めるためには、公共施設等総合管理計画およびデジタル田園都市国家構想戦略との三位一体の整合性のある計画体系が求められます。

そこで1つ目の質問ですが、3計画全体の整合性および一体的運用について質問いたします。

身延町では、令和8年4月から令和13年3月までの5年間の過疎地域持続的発展計画(案)

が変更されます。このほかに公共施設等総合管理計画、デジタル田園都市国家構想総合戦略が策定・推進されています。これらの3計画について、町としてどの計画を上位とし、どのような関連性と整合性で一体的に運用していくのか、考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

町の最上位計画は身延町総合計画であります。総合計画は、長期的な展望に立ってまちづくりの基本方針を定めるとともに、本町が目指す将来像や進むべき方向性を明らかにし、あらゆる個別計画や施策の土台となるものとして策定しております。

ご質問の3計画につきましては、それぞれが異なる趣旨・性質・目的に沿って策定された計画であり、総合計画における方向性を逸脱することのない個別の計画として整合性がとられたものであります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。3計画と総合計画の整合性はもちろん当然であります。一体的運用において重要なことは、3計画の、言うなれば総合推進本部となる庁内横断的組織を設置しているかどうかです。企画、財政、建設、福祉など横断的評価制度を導入し、3計画を同時に検証する総合評価報告書を毎年作成されているかどうか、それが一体的運用として効果の可視化に図ることだと考えます。

そして、計画作成後の検証を統合経営戦略として機能し、効果が出るようさらに努めて再構築を繰り返していただくことを強く要望いたします。

ありがとうございました。

次に2問目ですが、公共施設の新設、削減・集約化における基本理念について伺います。

公共施設等総合管理計画では、今後、施設の統廃合や集約化が進むとされています。しかし一方で、施設削減がそのまま住民サービスの低下につながるのではないかと、特に高齢者や交通弱者にとって懸念があります。「峡南ケアホームいいとみ」における介護ベッドの大幅な削減は、施設が存在していても、必要なときに入所できないという点で、町がこれまで提供してきた介護サービスを町民が実質的に受けられなくなることを意味します。行政サービスは「あるかどうか」ではなく「使えるかどうか」が問われます。

高齢化が急速に進む中、医療施設・介護施設の規模縮小がされている一方で、新たな道の駅の改修、整備、充実は順調に進められています。

また、先日の議員への提案として、旧身延中学校跡地利用事業として人工芝のサッカーコート建設計画が紹介されました。これらは、身延町の政策形成における基本的プロセスとして挙げられるEBPMへの取り組みとして、人口動態、介護需要、利用者見込み、財政効果など、どのようなエビデンスに基づき政策の優先順位が判断されたのでしょうか。

そしてさらに、公共施設等総合管理計画における「生活機能の維持」について、町の基本理念は何か、考えを伺いたいと思います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、総務省の通知により、地方公共団体の厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化、または民間代替などを行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが、地域社会の実情に合致した将来のまちづくりを進める上で不可欠であること、また提供しているサービスの必要性について留意することが指針に示されており、身延町公共施設等総合管理計画は、この指針に基づいて作成しております。

本町の公共施設等総合管理計画における町民ニーズへの対応としましては、公共施設は町民のニーズに適合した利用をされることで効果を発揮するものであることから、変化する町民のニーズを的確にとらえ、公共施設が最大限に有効利用されることを目指すこととしております。

公共施設等総合管理計画を推進することは、多様な行政サービスを将来にわたって確保し、町民の皆さまが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める上で重要な取り組みであります。

なお、身延町公共施設等総合管理計画には、山下議員ご指摘の、一部事務組合の資産であります、介護老人保健施設峡南ケアホームいいとみは、対象施設に含まれておりません。

以上であります。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

答弁の中で「公共施設等総合管理計画を推進することは、多様な行政サービスを将来にわたって確保し、町民の皆さまが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める上で重要な取り組みであります。」に対して、安心して暮らし続けられるまちづくり、つまり「生活機能の維持」には高齢化が進む地域であっても、介護施設を縮小してでも、道の駅という施設をつくっていくことが重要だと理解してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ご質問の介護老人保健施設峡南ケアホームいいとみは、一部事務組合の施設でありますので、町の施設と横並びに考えることはできませんが、町といたしましては、どちらも重要な施設であると考えております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この答弁の内容に驚きました。公共施設等総合管理計画では、町有施設のみを対象とし、広

域一部事務組合施設は形式上、対象外との答弁です。

しかし、住民生活の基盤機能を担い、財政負担が発生する、実質的には町の基幹インフラです。これを横並びに考えない場合のリスクは、医療縮小による人口流出、医療・介護機能の弱体化になり、これは高齢者だけではなく若年層の流出を招くリスクにつながります。

また、地域包括ケアシステムにおいても、施設を分断管理することは、政策の一体性も損なわれます。

制度上の所有区分は維持しつつ、実質的な一体管理を行い、総合計画との整合性を図るべきです。そして、医療は単なる施設問題ではなく、地域存続の戦略インフラであり、住民サービスにおいて、一部事務組合施設を形式的に除外するなどということは、とんでもない考えだと思います。

町民の皆さんが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める上で、町の将来を左右する基幹施設として、総合管理計画上、実質的に位置付けることを強く要望いたします。

それでは、3つ目の質問ですが、医療・福祉分野における3計画の連動について伺います。

医療・福祉の充実・確保は過疎対策の根幹です。公共施設等総合管理計画における医療施設の配置・更新・集約化および交通施設との連動で通院環境の改善、またデジタル田園都市国家構想に基づく遠隔診療導入や医療のデジタル・トランスフォーメーションの活用による人手不足の補完で、へき地医療の維持が可能と考えます。

3計画の整合性のある連動による医療提供体制により、過疎地域持続的発展計画の「医療の確保」における予算の配分計画とそれに伴う5年後の目標とする医療・介護環境の状況について考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えいたします。

身延町過疎地域持続的発展計画（案）の「8番 医療の確保」におきまして、「町民が安心して適時適切に医療サービスを受けられるような体制づくりを推進することが重要であること、地域医療を取り巻く厳しい状況を打開するため、～地域医療連携推進法人みなみやまなし～を設立し、将来にわたって安定的かつ継続的な医療提供体制の確立を目指し協議を進め、早川町、身延町および南部町において、～早川町・身延町・南部町医療事務組合～を設置し、住民の皆さまがいつまでも安心して医療を受けることができるように安定した医療提供体制構築への取り組みを行っていること」と記載しております。

次に、予算の配分計画について、とのご質問につきましては、必要に応じ予算措置と財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。医療・介護・福祉政策は、単独の政策計画ではなく、連動による定住政策そのものです。医療・介護の不安は、即人口流出につながります。人口減少に歯止めをかける3計画連動の三位一体型地域包括ケアの更なる充実と安定した医療提供体制の構築を

強く要望いたします。

次に、この3つの計画をつなぐAIの活用について質問いたします。

AIの利活用は、効率化によるコスト削減効果が期待されます。特に、交通、医療、インフラ、教育分野では、中長期的な財政負担軽減につながり、さらに人口減少による人手不足の課題を克服する社会基盤でもあります。

また、今後のAI時代においては、教育に必要な知識やスキルを明確にし、教育内容に反映していくべきだと考えます。

過疎地域持続的発展計画において、AI等の先端技術の位置付けについて考えを伺います。

1つ目ですが、公共交通存亡の危機を救うAIデマンド交通の導入について伺います。

公共施設の集約に併せ、柔軟かつ効率的な公共交通の運用体制の構築が求められます。交通弱者への対応策として、買い物等の移動利用履歴や通院状況をAIで分析し、通院・買い物を連動させるAIデマンド交通の導入は効果的な手法だと考えます。これは利用実態に即した公共交通の再構築の形として全国で広がりを見せています。

昨年12月議会の一般質問で、AIデマンド交通の導入の研究を要望しましたが、導入の必要はないとの答弁でした。

そこで、現在、身延町は運転手の人手不足問題、現行の年間約8千万円の巨額な赤字問題などに対して、具体的改善策について考えを伺います。

また、過疎地域持続的発展計画5年間の交通施設の整備・交通手段の確保について、予算配分計画とそれに伴う5年後の目標とする公共交通の状況についての考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

運転手不足問題は少子高齢化による若手不足、高齢ドライバーの引退などが原因となり、本町だけでなく全国的な社会問題となっております。求められる対策といたしまして賃金の引き上げなどの労働環境の改善や外国人材の活用などの人材確保の多様化が挙げられております。この問題は町だけでは対応できるものではなく、運行事業者側の対策も必要となっております。

約8千万円の経費負担ですが、町内で運行している町営バス・デマンドタクシーは民間事業者が、採算が取れず事業実施や継続できない地域を、町が町民の足の確保を目的に、利用しやすい料金設定で町民サービスとして運行しております。赤字の解消を目指すならば、以前にも答弁いたしましたが、受益者負担の観点から料金の値上げ見直しを行う必要があります。交通網につきましても、人口減少が進む中で、どのような移動手段が本町に適しているか、研究していきたいと考えます。

過疎地域持続的発展計画の交通手段の確保に伴う予算配分と5年後の目標とする公共交通の状況についてですが、予算配分も5年後の目標につきましても、身延町地域公共交通計画に基づき、過疎債の活用も考慮しながら、公共交通を維持できるよう記載しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

課長の一言が非常にうれしかったですね。「研究をしてまいります」という言葉で、ぜひ今後もしていただきたいと思います。

人口減少、運転手不足、赤字経営が常態化する中、従来の路線維持型交通は限界を迎えています。路線を守るのではなく、自由に移動する権利を守る。つまり、交通政策はインフラ政策ではなく、生活保障政策として再定義すべきだと考えます。

車を保有する運転可能な世代には見えにくい不便さが、高齢者、交通弱者には日常的な障壁となっている可能性があります。

利用者が少ないのではない、利用できない人が多い、使わない理由は使えない、使いづらい設計にあるのではないのでしょうか。

ここでは、先ほどの答弁内容にある身延町地域公共交通計画の内容も、そんな評価フレームで整理して、今後5年間の中で検証を続けてもらいたいと思います。

ありがとうございました。

次に、教育・人材育成計画へのA I活用について伺います。

小規模校でも教育水準の維持、教員不足への対応、地域間教育格差の縮小のためのA I 学習支援や遠隔授業による専門教員不足の補完、A I 事務支援による事務負担軽減など、A I 活用により質の高い教育環境の確保は都市部と同等の学びの環境が提供可能とされます。

文部科学省では2030年頃からデジタル教科書の導入を目指しています。「子育て環境日本一」を掲げる身延町において、教育現場でのA I 利活用状況と教育格差対策について伺います。

また、過疎地域持続的発展計画5年間において、教育振興についての予算配分計画と5年後の目標とする教育環境について考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

最近のデジタル技術の進展を踏まえ、学校現場におけるA I の利活用について、校務の効率化および授業における学びの充実化の面から、慎重に検討、活用を進めているところです。

校務では、教職員の業務負担軽減を目的として、文書作成や資料整理等の業務において、A I を補助的、試行的に活用しております。

授業では、教師は授業で活用する資料や画像の作成などに校務同様、補助的、試行的に活用しております。児童生徒の活用は、思考力や表現力への影響、情報の正確性、依存の問題等を考慮する必要があることから、現時点では、文書校正、ポスター作成など限定的とし、活用については慎重に行っています。

また、地方においては教員配置や専門的指導人材の確保が課題となる場合がある中で、A I を活用した学習支援や教材の提供により、都市部と同様の学習機会を確保できることで地域間を問わず教育格差の是正が期待されると認識はしております。

今後につきましては、国の動向、先行事例、学校現場の意見等を踏まえながら、校務の効率化と教育の質の確保の両立を図り、A I を有効に活用した教育現場の充実につなげるべく慎重に検討する中で取り組んでまいります。

過疎地域持続的発展計画5年間の教育振興についての予算配分計画と5年後の目標とする教育環境について、学校教育課としましては、教育振興プランなどの計画に基づき、財源となる過疎債も活用することで、5年後も充実した教育環境を提供できるように学校現場の声を丁寧に踏まえながら、教育環境の整備に計画的に取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

身延町の学校現場でのA I活用については、業務軽減、学習機会の拡大をすでに進めている。さらに、A I利用の利便性の裏にある落とし穴は、思考力、表現力を損なう危険にも慎重に対応しているという、非常にきめ細かな答弁だと感じました。

当然、A I活用と「子育て環境日本一」は単なるI C T導入の話ではなく、教育の質、安心感、将来展望と直結します。「子育て環境日本一」は、全ての子どもが取り残されない仕組みで評価されるべきものと考えます。

子育て世代が求めるものは、A Iがあるまちではなく、子どもが伸びるまちです。地方にしながら都市部以上の学習機会を保障し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育環境の実現、これがA Iの活用と子育ての接点だと思います。

教育委員会の協力の下、今後さらにA I活用により質の高い教育環境の確保と「子育て環境日本一」の環境を明確にイメージしながら、それを実現するために更なる取り組みをお願いいたします。

次に、A Iで支える医療・介護・福祉体制について伺います。

医師・看護師・介護人材の不足が深刻化する中、現場負担を軽減する医療D Xなどの技術の導入が不可欠の状況とされています。また、遠隔診療体制やオンライン服薬指導の導入による不採算医療体制の維持、医療機関間の情報共有のための電子カルテ連携体制の構築、通院困難者向けオンライン診療の実施、在宅医療・介護における高齢者見守りA Iの活用は施設を増やさず医療・介護のサービスを広げる効果があると考えられます。

人口減少が続く過疎地域の町民が住み続けられる医療・介護体制の維持に対して、A I導入を含めた過疎地域持続的発展計画5年間の医療確保についての予算分配計画とそれに伴う5年後の目標とする医療・介護環境について、考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

A Iの導入に関しては今日的な課題と認識しておりますが、現在のところ具体的な取り組みとして計画されておりません。今後必要に応じて事業内容を検討し、予算措置と財源の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

今後、更なる人口減少、高齢化の進行、医療・介護人材の慢性的不足による在宅医療・介護の連携負担増大の問題があります。

本町が将来にわたり地域医療・福祉を維持するためには、人材確保だけではなく、仕組みの高度化やA I の活用で支える必要が不可欠と思います。

従来の人員拡充型政策では限界があり、本町もA I 活用を前提とした体制再構築を図るべきであると考えます。

そして、A I 活用は選択肢ではなく、過疎地域存続の戦略的必須条件です。医療・介護・福祉を一体としたA I 基盤整備を町の重点政策として位置付けることを強く提言いたします。

次に、上下水道事業におけるA I 活用によるインフラの維持管理（A I 劣化診断）について伺います。

最近、下水道管の腐食や破損が原因で地中に空洞ができ、その上の道路が支えを失って崩落したと見られるニュースが再三報道されています。

老朽化が進む水道、下水道管などのインフラ管理において、A I による画像・センサーデータ解析が予防保全対応として位置付けられています。これにより、各所の修繕優先順位計画が可能になると言われています。

そこで現在、身延町のインフラ維持管理システムの状況と、今後のA I 導入計画を含む過疎地域持続的発展計画5年間の上下水道施設などの整備についての予算配分計画とそれに伴う5年後の目標とする生活環境の状況についての考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

お答えします。

下水道の処理方法は、家庭や工場から集めた汚水を沈殿・微生物処理・消毒などで浄化し、河川や海へ安全に放流する方式が基本です。

雨水と汚水の両方を同じ管で流すのが合流式といい、これに対して、汚水だけを流すのが分流式となります。本町では下水道管に汚水だけを流す分流式で処理を行っています。

本町の下水道管の口径は直径15センチメートルから80センチメートル、深さが1.5メートルから4.0メートルです。ニュースで報道されております下水道管は、合流式の人口密集地であり汚水量が多いため、直径4.0メートル以上の下水道管が深さ約10メートルに埋設されております。

ご質問のあった、維持管理につきましては、職員による目視点検や委託業者によるマンホールポンプ等の定期点検を行っています。固定資産台帳により機械や管路等の経過年数を把握し、計画的に更新を行う予定です。異常が生じた際は、業者と連携して早急に復旧できるよう対応を行っております。現在、A I を活用した劣化診断、A I の導入は行っておりません。

今後5年間で上下水道施設の維持管理にA I を導入する予定はなく、老朽化の進んでいる機械や管路等の更新に予算を配分する予定です。

身延町総合計画や上下水道事業に関する各種計画に基づき、安全で安心して暮らせる生活環境の維持・向上を目標に、中長期的に施設の長寿命化対策や効率的な維持管理を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。人口減少と運営費増加の傾向から、町単独での維持管理が難しい環境になってきました。

他県では、県と市町村で水道事業を1つの事業体に統合した地域もあり、また下水道でも複数の市町村で協議会などを設けて連携する動きが広がりを見せています。これらは一体運営により点検の効率化やコスト抑制を目的とした共同化、広域化の取り組みです。

過疎地域持続的発展計画において、情報収集や調査・研究は必要かと思います。今後、耐用年数を過ぎる下水道管は急増します。大きく破損する前に補修して、先ほどおっしゃられました長寿命化をさせる予防保全など、今後も事故防止につながる確実な点検体制の構築をお願いいたします。

次に、人口減少社会でも住み続けられる「不採算医療」について伺います。

不採算医療、へき地医療が過疎地域において極めて重要な理由は、単なる医療提供にとどまらず、人口流出を食い止める防波堤であり、地域の存続そのものに直結する公共インフラだからです。

不採算医療とは、患者が少ない、診療単価が低いなどの理由により、民間経営だけでは収支が成り立たない医療です。

過疎地における救急医療、休日夜間診療、小児科、へき地医療、巡回診療、在宅医療、訪問診療、透析が挙げられますが、これらは赤字であってもやめるわけにはいかない医療です。

令和8年は、公設民営化の指定管理者の選定が行われ、令和9年から医療提供体制が根本から変わります。へき地における不採算医療をどのように維持・構築していくのか伺います。

1つ目の質問ですが、公設民営化について伺います。

令和8年度は峡南南部医療体制に公設民営化の指定管理者が選定されます。公設民営化とは、設置者である自治体が地域医療に対する責任を保持したまま、運営を民間に委ねる手法であると認識していますが、見解を伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

指定管理者制度の導入につきましては、令和7年9月議会での山下議員からのご質問「質問2－②指定管理者制度による課題解決の要因について」でお答えしたとおり、公立病院としての役割とともに、今まで以上に「経営」という視点を意識していくものであると認識しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。契約、設計、権限、責任をセットに機能させていく仕組みです。

丸投げではなく、責任のある設置者としての関与が不可欠だということです。

次に、公設民営化と公立病院経営との違いについて伺います。

近年、公立病院の経営改善を目的として「公設民営」や「指定管理者制」を導入する事例が増えています。今回、峡南南部地域の医療機関へ導入される公設民営化と、今までの公立病院経営との経営手法の違いをどのように捉えているのか伺います。

また町として、それを経営効率化の手段として位置付けるのか、それともへき地医療・不採算医療を維持するための手段として位置付けるのか、お考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

まず、公設民営化と今までの公立病院経営との経営手法の違いについてのご質問につきましては、令和7年6月議会の山下議員からのご質問「質問1－②僻地医療への対応について」で、「公立病院」については公的な資金の投入ができる利点や、地方自治制度の基本的な枠組みの中で、病院運営の自由度に制限があること等をご説明させていただきました。

併せて、「指定管理者制度」については定員管理や財務等の柔軟性、効率性、病院経営の自由度等の特徴について説明をさせていただいております。

次に公設民営化を経営効率化の手段として位置付けるのか、それとも、へき地医療・不採算医療を維持するための手段として位置付けるのか、とのご質問につきましては、これまで一般質問でお答えしてきたとおり、へき地医療・不採算医療を含む安定した医療提供体制を維持するためには、経営の効率化が必要であり、質問①でもお答えしたとおり、これまで以上に「経営」という視点を意識していく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。指定管理者選定における契約内容の明確性が不十分だと、不採算部門縮小の可能性や撤退リスク管理が必要になってくるのではないかと思います。

3つ目ですが、公設民営化と不採算医療の維持について伺います。

公設民営化の導入目的は、医療を守るためであって、医療の縮小、政策医療を放棄する制度ではありません。経営の効率化を挙げるが、へき地医療の効率化は医療提供内容の縮小に直結します。公設民営である限り、指定管理者との契約内容は交付税措置を前提とした政策医療のより充実した内容を明記すべきだと考えますが、考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えいたします。

峡南南部地域の医療再編に係る取り組みについてのご質問と思われます。

令和7年12月議会での山下議員からのご質問「質問2－②適正病床数の基本的考え方について」でお答えしたのと同様、一部事務組合の成立により、それによって共同処理する事務は、

組合を構成する各地方公共団体の権能から除外されることとなり、病院事業に係る事務を処理する権能を持たない身延町は、ただいまのご質問に関してはお答えできる立場にはないことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

「病院事業に係る事務を処理する権能を持たないため、質問には答えられない」という答弁ですが、一部事務組合は飯富病院と同様、組合議会には輪番で各町の町長が管理者となり、構成自治体所属の町議会議員および福祉保健課長が同席しています。各自治体の考えの提案はできるものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えしたとおり、身延町議会において町としてお答えできる立場にないことをご理解ください。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に、公設民営化と交付税措置について伺います。

現行のへき地医療拠点病院に対する地方交付税措置は、設置者である自治体が不採算医療を維持することを前提とした制度であると理解しています。公設民営化に移行した場合でも、引き続き町の責任で活用されと考えられますが、交付税措置の対象となる医療行為および算定基準、また昨年度の不採算医療に対する交付税措置の合計金額の説明を求めます。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

まず、地方交付税につきましては、各地方団体の財源不足額を衡平に補てんすることを目途として交付されるものであります。

この地方交付税は、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した「基準財政需要額」から、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、同じく地方交付税法の規定により算定した「基準財政収入額」を差し引いた差額を財源不足額として交付される地方固有の財源であり、町民税や固定資産税等と同様に用途が制限されない一般財源として扱われるものであります。

また、基準財政需要額の算定方法によって捕捉されない、不採算地区病院の運営に要する経費等につきましては、特別の財政需要として取り扱われ、経費の一部が地方交付税として交付

され、これも一般財源となります。

この地方交付税は、特定財源ではなく一般財源であるため、当然、特定の算定項目ごとの交付税の額は示されませんので、金額をお示しすることはできません。

令和7年度の交付税額の算定項目につきましては、病床数、救急告示病院数・病床数、診療所数、病院事業債の償還金、不採算地区病院病床数、病床数減少緩和装置、医師受入れ経費、災害時備蓄経費が挙げられます。

昨年度の不採算地区病院の運営に要する経費の算定額につきましては、7,175万円となっております。

なお、飯富病院への町からの負担金は、総務省から示されている病院事業の繰出基準をもとに、飯富病院の経営の健全化のため、町民税、固定資産税等の町税や普通交付税等からなる一般財源から支出しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ちょっと答弁とダブるかもしれませんが、公立病院の場合、いわゆる不採算医療、例えば救急だとか、へき地医療に対して国、総務省からいわゆる交付金が出て、この交付金は町に入り、町のほうから病院に入る仕組みになっています。

病院事業に係る普通交付税と一般会計からの繰出金の繰出基準として、先ほどとダブるかもしれませんが、①病院の建設改良費に要する経費、②救急医療の確保に要する経費、③不採算地区病院運営に要する経費、④公立病院附属診療所の運営に要する経費、⑤共済追加費用の負担に要する経費、⑥基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、⑦児童手当に要する経費などが挙げられます。答弁内容の不採算地区病院に要する経費の算定額の7,175万円は、上記の①から⑦の合計金額と理解してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

まず、山下議員がおっしゃる交付金の仕組みはございません。

地方交付税の仕組みにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおりでありますので、ご理解を改めていただきたいと思います。

また、繰出基準による繰出金は、町の一般財源から飯富病院へ支出するお金であり、交付税算定額は、国から町へ交付される交付税の算定に用いる金額でありますので、区別をしていただきたいと思います。

なお、ご質問の7,175万円は、昨年度の不採算地区病院の運営に要する経費のみに対する特別交付税の算定額であります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

繰出基準というのは、不採算医療に対する繰出基準というのはないという理解でいいんでしょうか。あるか、ないかだけで答えていただけますか。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

不採算医療に対する繰出基準はございます。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

私は、その繰出基準と今の7, 175万円の差額、これが身延町のへき地医療に対する考え方、対応だと理解します。

それでは次の質問ですが、指定管理者の撤退リスクと最終責任について伺います。

全国では、指定管理者が経営悪化や人材不足を理由に撤退した事例が見受けられます。撤退した場合、不採算医療、救急医療を最終的に引き受けるのは町であるとの認識でよろしいでしょうか。また、町としては、どのようなバックアップ体制を想定しているのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えいたします。

ご質問に例示された状況に至ることがないように、早川町・身延町・南部町医療事務組合において慎重に指定管理者の選定作業が行われたものと認識しております。

病院運営につきましては、指定管理者と医療事務組合とで協議を進めてまいります。各構成町はその協議の結果によって対応を検討していくことになると思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

最後の質問です。

過疎地域持続的発展計画の不採算医療の在り方について。

不採算医療は、地域に人が住み続けられることを可能にする根本的な前提条件であるため、医療の採算性で存続や廃止を判断すべき事業ではないと考えます。

しかし、赤字が続いているという理由で、診療機能の縮小や医療機関の統廃合が進められています。医療体制の後退は、定住・移住を考える子育て世帯の判断に影響し、高齢者の生活環境継続に直結します。住み続けられる地域づくりの仕組みが計画の核心となる過疎地域持続的発展計画の中で、なぜ明確な方針が示されないのか、見解を伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えいたします。

ご質問の趣旨のとおり、将来的な人口減少や少子高齢化の進展、また医療の急速な発展などを踏まえつつ、町民が安心して適時適切に医療サービスを受けられるような体制づくりを推進することが重要であります。

そのため、先ほど「質問1－③」でもお答えしましたが、計画の「8 医療の確保」に「地域医療連携推進法人みなみやまなし」を設立し、将来にわたって安定的かつ継続的な医療提供体制の確立を目指し協議を進め、早川町、身延町および南部町において、「早川町・身延町・南部町医療事務組合」を設置し、「住民の皆さまがいつまでも安心して医療を受けることができる」ように安定した医療提供体制構築への取り組みを記載しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。現在、国は地域医療構想のもとで病床機能の再編を進めています。しかし、人口規模の小さい中山間地では、採算性の基準を医療縮小に求め、地域に住み続けられない状況を生み出しているのが現状ではないかと考えます。

在宅での医療・介護体制が成立しない地域において、入院・入所機能の削減は、高齢者の他市町村への転出など、人口流出を加速させます。ケアマネジャーとの話でもそれは明確です。急激な人口減少の重大な構造要因となっています。同時に、病院経営における収支改善の大きな障害要因ともなっております。

また、医療体制の縮小による不安は定住不安であり、若者世帯の定住判断に直接影響します。雇用においても医療機関は地域最大級の雇用拠点です。病床削減は雇用削減であり、峡南南部医療再編計画の最終報告でも、病院だけでも33名もの貴重な職員が削減対象に計画されているとあります。介護施設を合わせれば、さらにその倍の雇用削減が予想されます。まさに医療縮小は過疎化の加速装置になっています。

医療を採算事業とするか、生活基盤のインフラとするかの医療確保政策は、地域持続の前提条件であります。過疎地域持続的発展計画では、医療・介護機能の充実として、回復期、慢性期機能の維持、在宅医療体制の強化、介護との一体整備、広域連携の明確化への政策転換を明記すべきです。

医療赤字を単年度損失と捉えるのではなくて、人口維持コスト、税収維持コスト、地域存続コストとして、長期的な視点で評価する必要があることを強く要望して一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤達美君）

これにて、山下利彦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中でありますが、ここで暫時休憩いたします。

再開は10時10分でございます。

休憩 午前 9時56分

---

再開 午前10時10分

○議長（伊藤達美君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇をしてください。

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は大項目3、合計13質問を予定しております。

まず、1番目の質問になります。令和8年度予算編成について伺います。

令和8年度当初予算編成方針が当初予算編成会議を経て、11月、望月町長より示されました。

本町の財政状況はおおむね良好であるが、将来に向けての財政の弾力性や令和6年度をもって発行停止を迎えた旧合併特例事業債などを踏まえた財源確保についての言及や、歳出面では飯富病院への多額の負担金、令和7年度、令和8年度はおおむね5億円程度になりますけれども、それらとは別に、また各組合議会への負担金増加などの危惧が示されておりました。

また、今後加速する人口減少を踏まえ、財政規模自体の段階的縮小、今後10年間でおおむね24%の削減についても触れられておりました。

令和8年度当初予算編成は、構造的、長期的な課題に対し、従来どおりの発想や前例踏襲型予算編成では対応しきれない、今後を左右する極めて重要な分岐点に差し掛かっていると考えます。

そこで、令和8年度予算編成について、これまでの延長線上の従来型の予算編成であるのか、または「予算は自治体の政策決定である」を再認識し、来年度策定される第三次総合計画を見据え、今後の町の方向性を示す転換準備型の予算編成になっているのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この件については、私からお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、本町の財政状況は、決算に基づく健全化判断比率、実質公債費比率とか将来負担比率とかいろいろあるんですが、こういうものを見ましても健全な状態を維持しております。

しかしながら、全国的に進展しております人口減少、少子高齢化は、本町においても加速的に進行しておりまして、今後も減少する人口推計を踏まえますと、財政規模も将来に向けて段階的に縮小していく必要があります。

毎年度の歳入予算一般財源の編成につきまして、町税については過去の動向により、また交付税につきましては、国の地方財政計画による県の試算を基に見込んでいますが、将来的な見通しを正確に計ることは困難であります。

そこで、将来の人口規模により推測される予算規模から今後10年間でおおむね24%の削減という目標を現時点において掲げております。

令和8年度予算は、財政収入においては、交付税により一定水準が確保されるものと見込み、歳出においては、第二次身延町総合計画、身延町デジタル田園都市国家構想等を柱に、将来にわたる行政サービスの確保に向けた、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合等や、新たな医療

体制の構築などを通じ、人口減少対策と人口規模に応じたまちづくりを推進するための予算になっております。

第三次総合計画と当初予算との関連につきましては、令和8年度は第二次総合計画の最終期間となります。これに合わせての予算計上をしております、第三次総合計画につきましては、新たな基本構想の下に、策定を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

将来にわたる行政サービスの確保と公共施設の長寿化、更新、統合、新たな医療体制の構築などを通じて、人口減少と人口規模に応じたまちづくりを推進するための予算であるとの答弁でありました。

将来的な、効率的なまちづくりに向けたコンパクト化、ダウンサイジング化に向かっているのかとも考えられますが、そこで次の質問にまいります。

令和8年度の予算編成目標として、事業の選択と集中、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの徹底が示されておりました。

全ての事業に対して、目的、効果、必要性を精査し、成果の乏しい事業の統合、廃止の検討も示されておりました。

そこで、予算編成において廃止見直しを行った事業、終期を設定した事業など、適切な事業評価のもと経常的経費節減を行ったものはあるのか、またその判断基準について伺います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

限られた財源で、より効率的な行政サービスの提供を推進していくための手段として、スクラップ・アンド・ビルドは重要な取り組みであり、予算を編成する上で、全庁的に取り組む目標となっております。

令和8年度は、旧身延中学校跡地利用事業におきまして、身延地区公民館身延分館機能を身延町総合文化会館内へ移転・統合し、併せて、身延武道館につきましても身延中学校柔道場へ機能を集約し、身延地区公民館身延分館と身延武道館を解体いたします。

また、新たな事業であります第2期丸滝宮の前団地分譲事業におきましては、大河内体育館機能を身延町民体育館へ集約し、大河内体育館を解体いたします。

これにより、解体施設に係る維持費の削減を図りました。

また、移住・定住祝金制度においては、引っ越し祝金を廃止し、新築住宅祝金を移住者、定住者を問わず支給する見直しを行うことで、定住効果の向上を図るものであります。

事業に対する判断といたしましては、いずれの事業も各課等における事業実績等の評価や事業計画を踏まえ、事務事業評価実施要領に基づく事業評価等により進められております。

以上でございます。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

各課による事業実績評価や事業計画を踏まえ、事務事業評価実施要領に基づく評価により進められておるという答弁でありました。

私どもも、2月12日、13日に鴨川市に表敬訪問、研修に行かせていただきました。そこでは、望月町長、総務課長、企画政策課長も同行していただき、そこで行政事業レビューのための事業シート、目的や実施内容、成果目標、予算・決算などをフルコストで数値化し、具体的かつ簡潔に記載したシートであります。これに近いものも当町に導入できたらという思いで、私自身が研修を企画して一緒に行っていました。

それらも含めて、事業評価の仕方についても今後また検討していただけたらと思います。

次の質問にまいります。

今は削減の話をいたしました。一方で、ワイズ・スペンディング、賢い支出を意味する視点のもとで、将来的な利益や利便性を生み出すことが見込まれる事業や分野に財政支出の選択的予算増額を行った事業はあるのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ワイズ・スペンディングの考え方につきましても、当初予算編成にあたり、全庁的に取り組む目標となっております。

令和8年度の事業といたしましては、医療整備事業において、早川町・身延町・南部町医療事務組合負担金を4,162万2千円、旧身延中学校跡地利用事業において、不動産鑑定業務委託料、ならびに身延地区公民館身延分館および武道館の解体工事費を1億1,391万5千円、新たな事業として第2期丸滝宮の前団地分譲事業において、不動産鑑定等業務委託および大河内体育館解体工事費5,255万4千円を計上しております。

いずれの事業にいたしましても、町民の将来的な利益や利便性の向上に資するものとして、鋭意取り組みを進めてまいります。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

ここ数年は大型事業が続いておりましたが、目玉の事業というものが見えていたんですけれども、今回はそれぞれの準備段階で施設を潰したりだとか、医療体制の更新のための負担金ということで支出されております。

一見地味に見えますけれども、こういう資金をきっちりと使っていただいて、それ以降の事業に対しての備えを迅速に進めていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

財政基金をはじめとする各基金は、将来への備えであり、安易な取り崩しは将来世代への大きなツケとなる可能性もあります。

しかし一方では、必要な投資を先送りしては、将来への責任放棄ともなり得ます。基金の運用は、短絡的な財政不足を補うものや財政均衡を図るだけではなく、中長期的な財政見通しを踏まえたものであるべきと考えますが、令和8年度当初予算において、基金の取り扱いに

ついて、どのような基準で、どのような判断で行われたのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

令和8年度一般会計当初予算編成におきまして、歳入につきましては、財政調整基金から5億円、そのほか10の特定目的基金から6億9,091万1千円の繰入金を計上し、歳出につきましては、各基金の運用益および一部の基金については歳入の一部について、合計で5,037万8千円の積立金を計上いたしました。

基金の繰入金につきましては、予算編成において生じる財源の不足を補うための繰り入れであり、基金を充当した事業は27事業となります。

特別なものとしましては、まちづくり振興基金から、飯富病院負担金に2億2,263万5千円および早川町・身延町・南部町医療事務組合負担金に4,162万1千円を、教育施設整備基金から、下山小学校長寿命化改修事業に3,289万円、および総合文化会館改修工事費に1,323万3千円を繰り入れて充当しており、いずれも重要な事業であります。

基金の取り扱いに関しましては、年度間の財源不均衡の調整や公共施設整備などの財源、災害等の臨時的な財源に充当するなど、それぞれ条例の定めるところにより、積み立て、処分または運用等を行っております。

予算に計上いたしました基金は、決算に向けまして、地方交付税額の確定および事業費の実績等が明らかになることで、歳入歳出予算を精査し、財政調整基金につきましては、元の額に積み戻せるものと想定しており、特定目的基金につきましても、実績による補正を行います。

基金は将来の重要な財源であります。今後も財政の見通しを踏まえながら慎重に運用し、健全な財政運営に努めてまいります。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

財政調整基金から5億円の取り崩しなんですけれども、決算に向けて積み戻しを想定しているとの答弁でもありました。

実際のところ、令和7年度予算においても当初4億円の取り崩しを行いましたけれども、12月の補正で4億円を積み戻したという実績もありますので、令和8年度も鋭意努力していただいて、基金も戻せるものは戻していただきたいと思っております。

あと、やはりまちづくり振興基金につきましても、今、飯富病院のほうに拠出しておりますので、基金の金額も少なくなってきております。それらも積み増しができたらと考えておりますので、ご検討いただけたらと思います。

次の質問にまいります。

中小企業振興の取り組みについて、町内の事業者の受注機会の確保と地域経済の循環拡大への取り組みを推進されており、予算編成においても非常に重要なことだと考えます。

特に発注調達にあたり、分離分割への配慮、年間を通じた工事量、設計、測量の平準化に努め、例年工事量が減少する4月から6月に発注の前倒し等を行い、発注量の確保や平準化について取り組むよう示されておりました。その点について、令和8年度予算編成における具体

的な改善、対応はなされているのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

公共工事の平準化につきましては、年間を通じた工事量が安定することで、公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものとされております。

本町におきましても平準化に努めております。令和6年度の工事契約件数は112件で、そのうち4月から6月までの3カ月間に契約した件数は36件、約32%となっており、また令和7年度につきましては、1月末時点の工事契約件数95件のうち、4月から6月までの間に契約した件数は31件で、約33%となっております。

この2カ年の実績を見ますと、本町における公共工事の平準化は、おおむね確保されているものと考えております。

公共工事の平準化の推進にあたりましては、予算編成時のほか、山梨県技術管理課から示されました、平準化推進に関する資料を庁内に配布するなどにより、取り組みについて共有しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

今定例会でも、資材納入に不測の日数を要した繰越明許補正がいくつかの事業でなされております。平準化を図りつつ、年度内完成がなされるような計画をしていただけたらと思っております。

次の質問にまいります。

行財政運営について、公共施設の老朽化は待ったなしの課題であり、全てを維持することは財政的に不可能であると考えます。

施設の統廃合や機能集約については、過去にも一般質問において提案させていただきました。当然、令和5年3月改訂の身延町公共施設等総合計画に基づき、中長期的に進められていることと思われませんが、令和8年度当初予算において、将来世代に負担を先送りしないための施設の統廃合や機能集約を判断、反映したものはあるのか。また、具体的な数値目標や期限を伴う取り組みとなっているのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する点がございしますが、令和8年度は、現在段階的に進めております、旧身延中学校跡地利用事業におきましては、身延地区公民館身延分館機能を身延町総合文化会館内へ移転・統合し、併せて、身延武道館につきましても身延中学校柔道場へ機能を集約し、身延地区公民館身延分館と身延武道館を解体いたします。

また、新たな事業であります、第2期丸滝宮の前団地分譲事業におきましては、大河内体育館機能を身延町民体育館へ集約し、大河内体育館を解体することで、コストの削減と行政サービス維持の両立を図ります。

公共施設等の長寿化・統廃合・複合化等の維持管理等の取り組みにつきましては、国の要請により策定した、身延町公共施設等総合管理計画および身延町個別施設計画において、将来の人口・財政・施設のコスト状況から、全てを更新することは不可能となる予測を踏まえ、今後公共施設の重要性や緊急性等を考慮した継続的な検討による見直しを行いながら、令和4年度までの期間で、不要となった公共施設の統廃合などを進めることにより、公共施設の更新費用を50億円削減することを目指しております。

なお、令和8年度は定期的な計画の見直しを行う予定となっております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

今の答弁にもありましたけれども、令和4年度までには、公共施設の更新費用の50億円削減という数値目標も掲げられておりますので、計画に向けて取り組んでいただけたらと思っております。

また、昨日、大河内体育館の解体につきましては、現地視察を行いました。その中で、地元の議員であります佐野議員より、体育館の避難所に指定されているが、そこについての対応はとの質問もあり、大河内分館で対応できるだろうとの回答でもありました。

避難所一覧を見ましたところ、大河内分館、体育館を合わせて想定避難者数は149世帯、想定避難者数は373人となっております。施設管理者は生涯学習課ではありますが、防災の観点からも交通防災課において再度検討していただき、地元であります大河内、丸滝、塩ノ沢などの対象地区の方について、大河内分館で対応ができますよというような丁寧な対応をしていただければ、地元の方も安心できるのかと思いますので、そのへんについての対応もお願いしたいと思います。

次の質問にまいります。

行政システムのDX化や業務効率化について伺います。

令和7年第1回定例会、伊藤達美議員の一般質問において、郵便料金計器や勤怠管理システム導入で業務の効率化に取り組み、今後は住民の利便性向上のため、DXの活用が必要であると同時に、住民のスキルアップも必要であるとの答弁がありました。

DX化事業においては、システム導入が目的化し、職員や住民の負担軽減につながっていない例も一般的に少なくありません。

そこで、令和8年度予算はDX化を推進し、行政コスト削減と住民サービス向上につなげることを目的とした新規事業があるのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

自治体デジタル・トランスフォーメーションは、行政手続きのデジタル化やデータ連携など

を通じて、住民の利便性向上と業務の効率化を図るものであります。

このデジタル・トランスフォーメーションの取り組みは、デジタル化による初期費用やランニングコストが、小規模な自治体ほど大きな負担となり、単独では大きな効果を生み出すことが難しくなっております。

令和8年度は、デジタル・トランスフォーメーションの取り組みとして、令和8年10月に開始する電子契約システム事業および令和9年度中の開始に向けた電子入札共同化事業負担金を計上いたしました。

山梨県市町村総合事務組合が母体となり、電子契約システムにつきましては、県内34団体が参加し、電子入札共同化事業では、20団体が参加を予定しております。

なお、システムの年間経費は、電子契約システムが年間6,600円で、電子入札システムは、200万円から300万円ほどとなる見込みで、令和8年度中に入札が行われ決定いたします。

入札・契約システムを導入することにより、入札・契約に係る職員の業務量の減少や関係書類作成費等のコスト削減が図られるとともに、事業者が会場まで足を運ぶ必要がなくなるなど、対面による書面での手続きからオンラインのみで完結する仕組みとなります。

以上でございます。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

入札・契約に係る職員の軽減と書類上が少なくなったり、今の答弁にもありましたように、来なくても入札ができるということで、時間的な節約もできるのかなと思いますので、こういったものを導入していただいて、検証しながら徐々にDX化を進めていただきたいと思います。

次の質問になります。

人口減少、少子高齢化対策は、将来への不安ではなく、現実に町の存続そのものに直結する喫緊の課題となっております。これまでも子育て支援策や移住支援、起業支援などあらゆる補助金施策をとってきましたが、人口減少に歯止めがかかっていない現状があります。住宅支援も移住者の方が手厚いケースもみられております。

広報年2月号に「身延町に住み続けてくれる方を応援します」と特集が企画政策課田舎くらし担当より生まれ、結婚祝金、出産祝金、就職奨励金などが示され、「ずっと身延町で暮らそう」とありました。

今後は、現在住んでいる若い世代の方々が自身の進学、結婚、就職、出産、住宅の取得、子どもの進学など人生の節目を迎えたときの支援をより手厚くし、身延町に住み続けてもらえるような「身延町民ファースト」の支援策を多くしていくべきだと考えますが、令和8年度当初予算に反映された新たな取り組みはあるのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えいたします。

町では平成27年度に策定した「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、基本

目標の人の流れをつくる移住・定住の促進、結婚・出産・子育て環境の充実に向けて様々な施策を進めております。これらは常に町民ファーストを念頭において取り組んでいるものであり、町政運営に最も必要な視点であると考えております。

こうした基本姿勢のもと、適時適切な対応による効果的な施策を検討する中、本定例会で上程している令和8年度身延町一般会計予算には、定住促進対策の一つ「移住・定住祝金」について、移住者に限定していた新築住宅取得時の祝金を町民も対象とするなど、身延町に生まれ育ち住み続けてくれる方への支援の充実を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

人口縮小社会の流れは加速しております。移住を促す施策も重要であります。首都圏から遠いという地理的な条件は、本町は厳しい、今もよくマスコミ等で報道されておりますけれども、地理的条件に有利な首都圏、千葉、群馬、茨城などはかなり移住にも力を入れてきており、実際、住民が増えている例もあります。

本町については、やはり首都圏か、先ほども申しましたとおり、首都圏から遠いというところもありますので、なかなか爆発的に移住者が増えないという現実があるのは致し方ないとも思います。

今いる町民、若い世代、子育て世代に、町に住み続けてもらえるような新たな住宅施策や通勤補助や、また独自性を持った施策の研究を今後もしていただきたいと思います。

次、大項目2番目の質問になります。身延町危険空き家等解体費補助金制度について伺います。

令和5年第2回定例会でも質問させていただきました、危険空き家等解体費補助金制度について伺います。

この制度は、老朽化した空き家による倒壊や飛散、景観悪化などの危険を未然に防ぎ、町民の生命、財産を守る重要な制度であります。

しかしながら、近年の物価や人件費の高騰により、解体工事費は大幅に上昇しており、現行制度の補助率や上限金額では、空き家所有者の自己負担金額が重くなっていると考えます。その結果、危険性が明らかであっても解体ができず、問題が先送りされているケースも少なくないのではないかと考えます。

空き家問題は、単なる個人の財産管理の問題ではなく、地域全体の安全性や住環境、移住定住促進や地域イメージにも直結する、極めて公共性の高い課題であるとも考えております。

高齢化率が高い身延町において、空き家所有者の多くは高齢者や町外在住者であり、経済的負担から解体の決断ができないまま放置されている現状が多く見られております。

このような状況を踏まえ、本制度は現状維持ではなく、実態に即した見直しが求められているのではないかと、私は考えております。

令和7年第1回定例会、伊藤達美議員の一般質問の答弁によると、補助金の交付利用状況は、令和2年度が5名、補助額200万円、計200万円。令和3年度が5名、補助額200万円。令和4年度は4名、197万3千円。令和5年度は1名、50万円。令和6年度は1名、25万円となっております。

そこで、令和7年度の利用実績についてと令和5年度より補助金利用実績が落ち込んでいる

現状について、担当課としての分析と認識を伺います。

○議長（伊藤達美君）

佐野建設課長。

○建設課長（佐野彰君）

お答えします。

令和7年度の補助金利用実績は0件で、問い合わせは10件ありましたが、補助要件を満たしていないため申請に至りませんでした。

補助金の交付対象となる空き家とは、町内に存する個人が所有する住宅で、構造の腐朽または破損の程度の評点が基準点以上であるもののうち、身延町空家等対策連絡調整委員会において、危険空家として指定された建物であること。また、次の4つの要件としまして、①床面積の2分の1以上が居住の用途に供しているもの。②所有権以外の権利が登記されていないもの。③倒壊等により道路や河川等の公共施設に影響のあるもの。④公共事業等の補償の対象になっていないもの。とあり、補助を受けるには全ての要件を満たす必要があり、解体したい空き家全てが補助対象とはならないためだと認識しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

問い合わせが10件で、利用実績が0件。利用のためには、今、答弁にありましたとおり、4要件を全て満たすことがあるので、利用に至っていないとの分析でありました。

補助金額が、補助を受けようと考えている人の補助の想定金額を満たしていないなど、ほかの要因は考えられないのでしょうか。

そこで、次の質問にまいります。

制度の目的が「危険空き家の解消」にあるのであれば、物価高騰の中、解体費用も上昇している現在において、先ほども申したとおり、所有者の自己負担が過度に重くなる、現在の制度設計では、本来の目的達成を阻害しているとも考えます。

そこで、これまで補助金利用補助率の見直しや上限金額の増額について、具体的な検討がなされたのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

佐野建設課長。

○建設課長（佐野彰君）

お答えします。

峡南地区の他町においても補助限度額は50万円となっており、設定は妥当であると判断できますことから、これまで補助率や上限金額の改定について、検討はしておりません。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

物価高騰が一時的なものではなく、中長期的に続く可能性が高い中、持続可能な制度として

どのように再構築していくべきかを考える時期に差し掛かっているのかと考えます。一般的な解体費用は、おおむね、今上がってきております、250万円と想定した場合、現状2分の1の上限では50万円が補助金となり、残りの200万円は自己負担となってしまいます。

例えば、補助率を3分の1に減少させる分、上限金額を100万円に引き上げた場合、250万円の解体費用に対して補助金83万円、残り167万円が自己負担となり、負担軽減が図れます。危険空き家対策は、町民の安全と地域の将来に直結する重要な課題であります。より実効性のある制度へと見直しを検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

佐野建設課長。

○建設課長（佐野彰君）

お答えします。

先ほどお答えしたとおり、近隣他町と比べましても上限設定は妥当であると考えています。個人財産である空き家の管理は、所有者の責務でありますので、補助制度の改定につきましては、国、県の動向を注視し、近隣市町村の状況等を確認しつつ検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

確かに答弁にありますとおり、個人財産である空き家の管理は個人が責任を持つべきものがあります。

しかしながら、補助金の利用者がここ2、3年落ち込んでおります。今回も利用者が0件ということで、空き家が増え続けていること、また、急激な物価高騰で解体費用が高騰しているなどの現状を踏まえて、住宅地区改良法規則で評価点が100点以上であり、なおかつ先ほど言いました4要件を満たすという適用条件についても、また補助金額についても、近隣の市町村に横並びすることなく、身延町独自の検討も必要ではないかと考えておりますので、今後していただけたらと思っております。

最後に、第3番目の質問になります。身延町みのぶ自然の里について伺います。

令和6年第1回定例会予算決算常任委員会において、みのぶ自然の里の指定管理者に合同会社manabiyaが令和6年4月1日から令和11年3月31日までの指定期間をもって選定され、全会一致で可決されました。

同時に、私を含めて3名により、みのぶ自然の里管理費の859万7千円の予算執行の留保を求める附帯決議案も提出され、これらも全会一致で可決されました。

一部には、指定管理料の増額を含めた、より強い支援を求めた予算決算常任委員会での議員の発言もありましたが、われわれ議員も正しい方向性が見出せないまま、財政的な不安や経営の不安定さを感じながら、令和6年、7年度において管理費を議決してきた責任も大きく、深く反省するところであります。

今年度をもって指定管理者の指定取消申請の申し入れがあった旨の説明が議員全員協議会でなされましたが、確認の意味で、事態に至った経緯について伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

身延町みのぶ自然の里の指定管理については、期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とし、合同会社manabiyaを指定管理者として、宿泊棟・キャンプ場・体育館の運営管理を行ってまいりました。

この指定管理期間に入る前の3年間におきましても、合同会社森の学び舎が指定管理者として、この施設を管理しておりました。この合同会社森の学び舎は令和5年8月に社名変更し、現在の合同会社manabiyaとなっており、令和7年度末までの通算では、5年間、指定管理者として運営してまいりました。

令和6年度からの指定管理者の指定を受けるため、指定申請書が提出され、この申請書では過去の事業実績を振り返る中で、地域の観光施設との連携、農作物を使った季節ごとのイベントの実施、外部講師による運動イベントの実施を主な事業計画とし、広報活動として、教育機関へのPR、フリーペーパーへの定期的掲載、動画配信などを行うとしておりました。

しかしながら、近年のエネルギー価格や原材料の高騰は、施設の維持管理費等を圧迫し、加えて職員の退職による人員不足も重なり、当初予定していた営業活動やイベント運営を遂行することが困難となっておりました。

昨秋ごろより、指定管理者と町で今後の運営について話し合いを重ねる中で、今年度末でのみのぶ自然の里の指定管理の指定取り消しの方針となり、合同会社manabiyaから提出された指定取消申請書を受理いたしました。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

2月24日開催の議員全員協議会でも、同僚議員より質問があったかと思いますが、当初の計画にあった農作物を使った季節ごとのイベント、外部講師によるイベントの実施、教育機関へのPR、フリーペーパーの掲載などは、どの程度行われていたのか。また、指定管理者の担当課としての現地視察や面談の頻度は、どの程度だったのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

令和6年度に提出された指定申請書に記載された事業の中で、実施できた事業は、季節ごとのイベントとしては味噌作りを実施いたしました。外部講師によるイベントにつきましては、講師の都合等により未実施となっております。

また、PR活動については、県内外の高校を中心に営業活動を展開し、県内の高校が施設を利用していただいた実績があります。フリーペーパーの掲載につきましては、一度掲載しております。いずれの活動についても令和6年度に実施されております。

令和7年度については、指定管理業務を行いながら、自主事業を実施するよう指定管理事業者に促しておりましたが、実施に至らず、施設の利用はリピーターの方が中心でありました。

次に、現地視察や面談の頻度についてですが、担当者レベルでは毎月2回から3回、みのぶ自然の里を訪問し、運営状況や施設の維持管理状況を確認し、また、計画に基づく自主事業の実施を促しておりました。重ねて電子メールを主な連絡手段として、適宜、情報交換を行っておりました。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

面談等を行っておりましたということで、指定管理者に任せている以上は、ある程度、あらにも決定権があり、なかなか踏み込めないという厳しい状況もあったかと思います。今回は指定取り消しの申し出があって受け入れたということで、次の質問にまいります。

指定管理者が指定取消申請を行い、それを受理したとしても施設は存続しますので、維持管理に努めていかなければならないと考えます。施設管理は電気系統、トイレなどの水回り、建物の換気など未利用の間も継続的に行っていく必要があるはずだと思います。来年度4月からの、施設管理体制について、具体的な対応について伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

遠藤公久議員のおっしゃるとおり、今後も施設の維持管理に努める必要がございます。今まで指定管理者が行っていた、消防設備保守点検や自家用電気工作物保安管理、浄化槽法定検査等の法定検査を含め、巡回、清掃等につきましては、4月以降は観光課において実施する予定となっております。

本施設の維持管理にかかる経費につきましては、令和8年度一般会計予算に光熱水費や管理点検委託料、草刈り委託料など、施設を適正に維持するために必要不可欠な経費を計上させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

あれだけの施設ですから、たしか当初にも400万ちょっとの維持費が載っていたと。当然、節減しながら維持管理を行っていただきたいと思います。

施設がやはり使われなくて、建物というものは簡単に傷みますので、そのへんについては、適宜、足を運んでいただいて、大変ですけれども、当面の間は対応していただきたいと思っています。

次の質問にまいります。

平成28年12月、山梨県からの無償譲渡のあと、議会での予算審議も二転三転し、平成30年1月、改修工事を終え、竣工式を迎え、新たな体験型宿泊施設としてスタートした事業であります。

平成29年4月より、NPO法人みのぶ観光センター、その後、森の学び舎、また合同会社

manabiyaと指定管理者が変わりながらも、観光集客施設として運営してまいりました。

コロナ禍を挟みながら、昨今の目まぐるしく変わる観光需要や施設へのアクセスの不便さ、通年を通した集客の困難さなど、マイナス要因を列挙しますと、個人的な意見となりますが、観光集客施設としての存続は、今後厳しいのではないかと感じております。

当時、改修にあたり、地方創生拠点整備交付金、地方創生推進交付金など国庫補助を8千万円ほど受け、改修工事を行ったわけでありますけれども、今後、普通財産としての貸し出しや観光集客施設から用途目的の変更などの可能性はあるのか、また、そのような方策は選択肢の一つとして考えているのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

核心の部分ですから、私からお答えさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃったように、このみのぶ自然の里ですけれども、国の地方創生推進交付金、ならびに地方創生拠点整備交付金を活用しまして、地域活性化を目的として整備をしたわけであります。これらの交付金には、財産処分に関する厳格な制限期間が設けられていること、また、事業目的から著しく外れる用途に変更した場合、交付金の返還を求められる場合があります。しかし、施設を遊ばせておくことが最大の損失であると考えており、従来の観光という枠組みに捉われない、あらゆる可能性を排除せず、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

普通財産としての貸し出しを含め、どのような形態が最も地域に貢献できるか、多角的な視点から模索し、必要に応じて国や県と協議をしつつ、幅広く用途について検討してまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

全ての施策がうまくいくわけはなくて、当然、行き詰まってしまうものもあると思うんです。そのときに、やはりだらだらと続けなくて、次の方策を考えるということは、当然、町長の頭の中にも入っているかと思います。

ただし、縛りが多い事業でありますので、それであっても時間を置くことはできませんので、スピーディーに対応していただきたい。国や県と協議もしながら、また、その使用について、町民や議員などで検討的な部会をしながら話し合いをするのもいいのかなと思っております。

非常に難しい判断が迫られていることは重々承知しておりますけれども、スピード感を持って対応していただきたいと思います。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤達美君）

これにて、遠藤公久君の一般質問を終結いたします。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分いたします。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時15分

○議長（伊藤達美君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告3番、望月俊君の一般質問を行います。

望月俊君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際して資料配布の申し出があり、これを許可いたしました。

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

皆さん、「こども食堂」という言葉を一度は耳にしたことがあると思います。こども食堂は貧困対策に限らず、地域における子ども同士、また多世代交流の場としても注目されています。

認定NPO法人 全国こども食堂支援センター むすびえ様の調査によりますと、全国のこども食堂の件数は3年連続で1,700カ所以上増えており、昨年末には1万2,602カ所に達したことが分かっています。これは全国の公立中学校数を上回り、公立小学校数の約7割に達する規模です。

また、山梨県内では昨年10月時点で60カ所となり、2018年の13カ所、2020年の30カ所から着実に増加しております。

そして、本町においては、私が確認した限りでは、昨年2カ所でこども食堂が開催され、そのうち1カ所は、現在も毎月1回のペースで継続開催されております。

端末にあります配布資料は、先ほどの山梨県内の60カ所の事業者のうち、公開の承認をいただいた54カ所のこども食堂の一覧から抜粋したものです。この一覧に身延町内の事業者が掲載され、身延町におけるこども食堂の件数が0から1となったことが今回の質問に至った理由であります。

そこで、まずは現在、町内のこども食堂の実施状況について把握しているか。また、支援は行っているか伺います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

こども食堂の実施状況については、議員が示されている資料と同じもので確認しております。

現在、支援は行っておりません。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

では、次の質問です。

こども食堂は経済的な支援だけでなく、子どもが一人で食事をする、いわゆる「孤食」や、

子どもの孤立を防ぐ居場所としての役割も指摘されています。そこで、本町における子どもの孤食や孤立について実態を把握しているか伺います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

孤食等の判断を行うには、各家庭の実情を正確に把握しなければならないことが前提となり、プライベートな空間への立ち入りが必要であると考えています。立ち入りについては、子育て支援課には法的権限がありません。

したがって、孤食や孤立について、正確に実態を把握することは非常に難しい状況であります。

現状としましては、民生児童委員の皆さまへ地域の子どもたちの見守りについてお願いしており、主任児童委員につきましてもご意見をいただく等、関係各所と連携し、可能な範囲での把握と周知を心掛けております。

また、学童保育についても18時30分までは利用可能とし、児童の引き渡しは必ず届け出のあった家族のお迎えにより行っており、孤立する児童がなくなっていればと願っております。

なお、夏休み冬休み等長期休業期間には、有償となりますが、希望により弁当配食事業も行っております。

核家族化、家庭環境の変化等様々な状況が考えられますが、町民の皆さまと協力し、連携をとりながら「地域で子育て」ができるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

プライベートな部分も多く関わってくるので、実態把握には限界があるとのことでしたが、だからこそ、私も家庭の内側に踏み込まずとも、地域の中で自然に子どもを見守ることのできる仕組みが重要になるのではないかと思います。

そうした観点から次の質問に移ります。

本町の子どもの人数や立地条件、交通状況等を考えますと、こども食堂は単なる食事の提供にとどまらず、地域の居場所づくりとしての側面もあると私は感じています。

このような状況を踏まえ、町として、こども食堂の役割や有効性をどのように考えているか伺います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

議員のご質問にもありましたが、私たちも「経済的な支援」とともに「こどもの居場所」としての役割があると認識しております。

身延町の子育て支援ですが、まず経済的な支援としては、これまで行ってきた様々な施策に各課が携わりながら継続していることで、地域の子ども全体が公平にその施策にかかわること

ができると考えております。

また、地域の子ども全体をとらえた中での居場所づくりを考えるのであれば、集落が点在する状況下では通学する小学校に近い場所にあり、学童保育施設の利用により、孤立が防げると考えます。

「こども食堂」が持つ役割や有効性を身延町における在り方とマッチさせていくには、地域の協力をいただくとともに研究を重ねていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

再質問です。

先ほど、身延町における在り方とマッチさせていく。との答弁がありましたが、本町は高齢化が進む地域でもあります。こども食堂が持つ多世代交流の機能は、本町の地域特性と親和性が高いとも考えられますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

議員のご質問のとおり、多世代交流の機会は今身延町としての大きな役割として捉えることができると思います。

多世代交流の観点においても、身延町が実施している「学童保育事業」の活用も手段の一つであると考えます。

実際に、身延福祉センター内にて「生きがい広場」という町から社会福祉協議会に委託している高齢者対象の事業がありますが、同じ建物で運営しております「身延児童館」および「身延福祉センター学童」に來ている子どもたちと高齢者との交流は、続けて実施しているところであります。

「こども食堂」の大半は、議員さんの提示いただいた資料にもあるとおり、ボランティア団体やNPO法人等の団体や企業が子どもたちの支援を目的に運営している状況です。

「こども食堂」の在り方として幅広い世代の方々により地域の子どもたちを支えていただけるような、こども食堂も必要だと考えます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

多世代交流という観点について、町としても一定の理解を示していただいたと受け止めております。であるならば、このような取り組みが今後広がっていくための環境整備についても検討していく必要があるのではないのでしょうか。

先日、県のこども食堂支援体制強化事業の委託先である一般社団法人 やまなしこども食堂地域食堂サポートセンターの内藤代表からもお話を伺いましたが、県内において、こども食堂に対し、直接的な実施や補助を行っている自治体は、多くはないとのことでした。

私自身も確認したところ、近隣ですと南アルプス市、中央市、そして韮崎市、山梨市が補助を行っている認識しております。

また、同法人が主催した「やまなしこども食堂サミット」では、実際に県内の事業者から「行政との連携が軌道に乗るまでに時間を要した」との声も直接伺いました。

そこで、最後の質問です。

こども食堂が増加する可能性や参入障壁の軽減および継続性の観点から、今後、こども食堂に対して町独自の補助や支援を行う考えはあるか伺います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

先ほどお話しいただきました議員のお言葉にもありました、「山梨市・韮崎市・中央市・南アルプス市」は、先行して補助を行う自治体として認識いたしました。

ご提供いただきました資料「山梨県内のこども食堂一覧」も確認しております。

その中で、補助を行う自治体が制定した補助要綱では、全ての自治体で「営利を目的とする団体でないこと」が謳われております。

また「こども食堂」の運営のほとんどが社会福祉協議会、ボランティア団体もしくはNPO法人であると解釈し、地域の皆さまとタッグを組んだ取り組みが必要であると感じました。

先ほどお答えいたしました、身延町にマッチする「こども食堂」への考え方と併せて、補助や支援について研究をしていかなければならないと思われまので、即時の対応は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

こども食堂は、特定の事業者による活動ではなく、地域の居場所づくりという公益性の高い取り組みであると私は認識しております。

答弁の中で繰り返し出てきました「研究」という言葉で終わらせることなく、公平性を確保した形での支援の在り方や周知の方法について、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

また、今回の質問が一つの契機となり、地域の皆さまと共に身延町らしい、こども食堂が広がっていくことを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤達美君）

これにて、望月俊君の一般質問を終わります。

ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は午後1時いたします。

休憩 午前11時29分

---

再開 午後1時00分

○議長（伊藤達美君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告の４番、遠藤一彦君の一般質問を行います。

遠藤一彦君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤一彦君。

○１番議員（遠藤一彦君）

通告に従い一般質問をいたします。

本日は、１．身延町における消防団員の処遇と、消防の組織体制について、２．火災予防条例改正後のどんど焼き等の行事についての２点を質問いたします。

まず質問１－①、峡南地区の中での身延町は、立地的に峡南地区の中心であり、他の４町全と境界が接しております。

最近各地で発生している林野火災を見ると、市町村をまたぐ大規模火災が頻繁に発生しております。

消防団活動は危険と隣り合わせであり、特に山林火災においての消火作業は、ジェットシューターを背負って山道を登るため、大変な重労働であり、体力的・精神的にも厳しい作業となっております。

私も昨年３月、消防団員を退団するまで、４５年間、消防団員として活動してまいりましたが、やはり山林火災の重労働は身にしみるものがございました。

しかしながら、当町における消防団員の処遇は、峡南地区では、報酬についても出動手当についても最低水準となっております。

峡南５町の団員報酬と出動手当の現状について伺います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

平成１６年の３町合併の際、旧３町の消防団も合併し、今の身延町消防団となりました。面積や地勢等があり、一概に言えませんが峡南地域の中で身延町が一番団員数が多く、装備や施設等も含め、峡南５町の中で予算が多額となっております。消防団員の年間報酬額が峡南地域で一番低く、国の標準額に満たしていないことは承知しており、日々の防火防犯活動に尽力いただいている消防団員には感謝しております。

峡南地区各町の現状ですが、団員報酬は、市川三郷町が１万７千円、富士川町が２万円、早川町が３万６，５００円、南部町が３万６，５００円、身延町が１万５千円です。

出動手当は、市川三郷町が４千円、富士川町が６千円、早川町が８千円、南部町が８千円、身延町が４千円です。

なお、峡南５町の消防団に係る経費を令和６年度決算ベースで見ますと、市川三郷町が４，１１２万３，３７１円、富士川町が３，１２９万７，３１７円、早川町が１，０２９万８，８１１円、南部町が３，７８８万６，７３４円、身延町が１億１，７２０万６，４９６円となっております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤一彦君。

○1 番議員（遠藤一彦君）

団員報酬、ならびに出動手当が最低水準であります、消防団に係る経費は、5 町の中でも最高額となっているということで、内容のほうを理解いたしました。

つきましては、町財政が厳しいことは十分理解している中で、町の境界を超える林野火災や、今後発生が懸念されている「南海トラフ地震」等広域にわたる災害に対し、出動する団員の処遇が他町村より低いということは、団員に対して申し訳ないように思います。

そこで、喫緊の課題として身延町消防団員の報酬、出動手当を今後見直す予定があるか、町の考えを伺うとともに、人口減少と高齢化が進む中、団員確保が今後ますます厳しくなると考えられる中で、消防団の組織体制の見直しについて、町の考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

先ほど答弁したように、峡南 5 町の中で身延町が一番団員数が多く、装備や施設等を含めまして、峡南 5 町の中で予算が多額となっております。団員報酬および出動手当につきましては、段階的に国の標準額まで引き上げていきたいと考えております。

近年は人口減少により団員確保が難しく、部の活動が厳しくなり、10 年後には今と同じ活動はできないという声も聞いております。地域ごとの集落とのつながりや地勢もあり、容易ではありませんが、活動を継続させるため、団員報酬を国の標準額にまで引き上げることと合わせて、部の統合を含めた組織再編が必要と考えております。

限りある財源の中で消防団が活動しやすい環境を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤一彦君。

○1 番議員（遠藤一彦君）

団員報酬および出動手当について、段階的に国の水準額まで引き上げていきたいという考え、また、限りある財源の中で消防団員が活動しやすい環境を整えていくということでお答えをいただきました。ぜひ消防団員のためにも、なるべく早く達成できますようお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

火災予防条例改正後のどんど焼き等の行事について。

令和 8 年 1 月 1 日から「峡南広域行政組合火災予防条例」が改正され、気象状況が林野火災の予防上、注意を要すると認められるときは、「林野火災注意報」または「林野火災警報」が発令されることとなりました。

林野火災注意報では、野外での火の使用の制限については「努力義務」ですが、林野火災警報の場合は、火の使用の制限の違反者に対し「30 万円以下の罰金又は拘留」となっております。

身延町においても、交通防災課発信による令和 7 年 12 月 9 日付事務連絡文書により、各区長に対し「火災予防条例の改正について」という通知が送られました。

その中に「どんど焼き等の地域行事」も対象となるとの文言があり、本年 1 月 11 日には警

報が発令されたことにより、行事を中止した地区がいくつかあったと耳にいたしました。

火災予防上の見地から当然の判断とは思いますが、各地区の対応を見ると、周知徹底が行き届いていないように思われましたが、交通防災課で行事を中止した地区について把握しているかどうか伺います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

令和7年2月に発生しました岩手県大船渡市の林野火災を受け、林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から【林野火災注意報・林野火災警報】の運用が始まりました。

林野火災注意報の発令基準は、前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下、または前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発令された場合となります。林野火災警報の発令基準は、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発令された場合となります。

林野火災注意報が発令した際は、火災予防条例に定める「火の使用制限」について努力義務となりますが、林野火災警報が発令された場合は「火の使用制限」について義務が課せられます。

町は峡南広域行政組合消防本部からの通知を受け、どんど焼き等の伝統行事も火の使用制限の対象となることから、12月9日付けで各区長さん宛てに林野火災注意報・林野火災警報の運用についての通知を送付いたしました。

通知発送後、複数の区長さんから、どんど焼きの対応について問い合わせをいただき、林野火災注意報・警報の説明をいたしました。

林野火災注意報・警報の目的を理解していただき、各区の事情も考慮した中で、予備日を設定して実施した区や早い時期から中止を決定した区もあったようですが、交通防災課では、どんど焼きの実施・中止につきまして把握はしておりません。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤一彦君。

○1番議員（遠藤一彦君）

火災予防につきましては、当然、努力義務等、大事だと思いますけれども、やはり周知徹底ということも大事だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

そういった中で、どんど焼き等が中止になったことで、お正月飾りをそのまま峡南衛生組合において、ゴミとして焼却した地区もあったと伺います。

お正月飾りをゴミとして焼くことは、とても心が痛みます。

現在、各地区で、注連飾りや門松等をどんど焼きで燃やしている伝統行事を行っている地域は多くあり、防火対策やゴミ処理問題については、「火災予防条例」や「廃棄物処理法」による野外焼却、いわゆる野焼きの禁止を守るとは当然だと考えますが、反面、各地域の伝統行事の継承は地区住民にとって大切なことだと考えております。

そこで、このような伝統行事の継続・存続に対する町のお考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

どんど焼きなどの伝統行事に関しましては、「廃棄物処理法」において、例外的に認められております。他方、本年1月1日より改正されました「火災予防条例」により、警報が発令された場合は、屋外での焼却は禁止されており、罰則が適用されます。

環境課といたしましては、関係法令を遵守した上で、消防署や消防団など関係機関と連携し、安全対策を十分に講じていただくことをお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

では、伝統行事の継承・存続についてのご質問については、生涯学習課でお答えします。

各地域で行われる伝統行事については、それぞれの地域で古来より脈々と継承されてきており、地域住民の心の拠り所であると同時に家族や地域の絆を深める重要なコミュニケーションの場であると考えます。

コロナ禍により多くの地域で伝統行事をはじめ、公民館事業なども一時的に中断を余儀なくされていきました。その後も人口減少、高齢化による担い手不足により多くの集落で廃止や簡素化され、継承が危ぶまれているのも承知しております。ただ、地域の伝統行事については、あくまでも地域住民が中心となって集落を盛り上げ、未来へ継承していくものであると考えます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤一彦君。

○1番議員（遠藤一彦君）

火災を防ぐということにつきましては、先ほども言いましたとおり、こういった条例等を守ることは大事なことだと思いますが、町民に周知をする場合に、やはり住民の誤解を生まないような形で、なるべく行事等もできるような形にしていいただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤達美君）

遠藤一彦君の一般質問が終わりました。

次の質問の前に準備を行います。

しばらくお待ちください。

それでは、一般質問を再開いたします。

次は通告の5番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇をしてください。

佐野昇君。

○5 番議員（佐野昇君）

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

よろしくお願いいたします。

大項目4点について伺います。

午前中に遠藤議員から、令和8年度予算編成について質問がありました。私も1点目は同じタイトルの質問になりますので、似ている部分については省略をさせていただきます。

昨年末、8年度当初予算編成について考え方が示されました。本町の財政状況と今後の見通しについてでは、将来の財源不足や突発的な財政需要の発生を踏まえると、厳しさを増すことが見込まれる。町税収入の減少や今後の財源確保は困難になる。将来的には、町の財政規模自体を段階的に縮小せざるを得ない、としています。

そして、予算編成の目標を5項目、掲げています。

内容では「財政規模の適正化と持続可能な体制の確立」とし、今後10年間でおおむね24%の縮減を目標とする。現行事業の見直しを前提として、前年度当初予算と比較して、原則1%から2%の減額を目安に要求額を精査することとしています。各課からの要求額についてしっかり精査され、真に必要な経費や政策的経費について効果検証および財源の裏付けが明確にされていたのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

令和8年度予算編成方針において、「財政規模の適正化と持続可能な体制の確立」など、5つの目標を示しています。

各課等におきましては、この予算編成方針の趣旨に基づく、5つの目標に向けて、所管する業務における必要な経費や政策的な経費について、事業実績による効果検証、使用料収入や補助制度の活用などの財源の裏付けの確認等の精査を行い、4,600ページにのぼる、歳入歳出予算見積書等の書類が提出されました。

財政課におきましては、提出されました予算に関する見積書および調書について、担当課と財政課による予算のヒアリングにより、審査と調整を行い、予算案を編成いたしました。

予算につきましては、予算編成方針のもとに、全庁的な取り組みが実行された結果であり、真に必要な経費や政策的経費による予算となっております。

なお、本議会に提出いたしました、令和8年度一般会計当初予算につきましては、前年度比約0.4%減の92億4,600万円となりました。

予算につきましては、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5 番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

次に、事業の選択と集中の徹底では、限られた財源を必要な施策に重点的に配分し、最小のコストで最大の効果を上げるとし、全ての事業について、目的・効果・必要性を改めて精査し、

成果が乏しい事業や重複している事業については、統合・縮小または廃止を検討すること、とあります。「ワイズ・スペンディング」の考え方と難しい言葉がありますが、データに基づき、利益・利便性から財政を立案し、効果が高いと判断される施策について優先順位をつけて最大の効果が出る財政支出を投じることだと思います。

エビデンスに基づいて事業ごとに精査していただき、統合・縮小または廃止した事業があったのかという質問ですけれども、午前中に遠藤議員の答弁で伺いましたので、お答えは大丈夫です。

ただ、町内を見渡すと、解体、統合、集約といった、まだまだ必要な施設があるとも思われます。スピード感を持って進めていただきたいと思います。

次に、町の補助金負担金等の適正な運用に関するガイドラインについて伺います。

課題として挙げている交付先団体による事業評価や財務報告が、記載内容の制度や透明性に課題があり、職員側でも書類審査や現地確認の標準化が行われていない。

補助制度を町の財政健全化および行政運営の信頼確保の観点から見直し、政策効果を最大化するためのルールづくりが必要とし、補助金交付に関する方針・審査・成果評価と、見直しのサイクルを組み込んだ運用体制を構築するとしています。地域団体等に対する補助・負担金・交付金が適正に運用されているのか、現状について交付先団体に対する事業評価は、誰が・どのような資料内容をもって実施しているのか、財務報告は専門分野がチェックしているのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

予算編成方針におきましては、人口減少、少子高齢化等の社会構造が急激に変化する中、将来にわたる安定した行政サービスと健全な財政運営を維持していくことを大きな目標としております。

その取り組みといたしまして、限られた財源を有効活用し、時代に合った、的確かつ効率的な財政支出を図るため、ガイドラインとして目指すべき方向性や指針を示し、適正な運営に努めております。

ご質問のチェック体制につきましては、団体から提出される「事業実施報告書」や「収支決算書」等の資料に基づき、事業成果・達成状況や支出の状況が適正であるかなどについて、事業を所管する各課等において確認をしております。

今後におきましても、将来にわたる安定した行政サービスと健全な財政運営の維持を目標に、適切に取り組んでまいります。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。課題として挙げている書類審査や現地確認の標準化ができていない。資料の中にある言葉なんですけれども、ルールがない。限られた財源が既存団体に集中する傾向があり、新規参入団体や新しい取り組みへの支援が難しい構造になっている。エビデンスをもとに、達成状況や支出の適正かを確認したと言いましたけれども、多少不安があります。

決めごとをつくり、標準化して、誰でも評価できる体制を構築していただきたいと思います。

次に、ガイドラインでは、制度の準拠を令和8年度以降の新規補助制度および更新時に適用、既存制度は見直しに合わせた段階的に準拠させ、全適用を令和12年3月末としています。

適用期間・経過措置については、できるだけ前倒しをしていただきたいと思います。限られた財源を有効活用し、政策目的に沿った的確かつ効率的な財政支出が必要不可欠だと言うのであれば、4年は長すぎると思います。

毎年、予算作成時に補助金交付先と金額について審査・面談を確実に実施していけば、4年の移行期間は短縮できると思いますけれども、いかがですか。

○議長（伊藤達美君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ガイドラインで示している移行期間につきましては、補助金等の性質が多岐にわたり、単年度事業や継続的な事業など、多様であることに加え、所管課によっては多数にのぼるため、4年の期間で順次見直し等を検討していただくよう、期間として4年間を示したところであります。

議員のおっしゃるとおり、限られた財源の有効活用という観点から、早期に移行していくことは、大切なところであります。

見直しが整った制度から順次適用していくことで、全体スケジュールが前倒しにつながるよう、推進してまいります。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

よろしくお願いいたします。

各課の皆さんには、補助金交付に対しては、限られた財源であることから、しっかり審査していただき、目的に沿った有効な活用をしていただき、町の、そして町民の福祉につながる補助金にさせていただくように進めていただきたいと思います。

予算編成では、町の課題として特定団体への補助金が半ば慣例的に継続されていることにより、補助金ありきの事業設計が固定化して、当初の補助目的、政策効果との整合性が曖昧になっている例が散見されるとも書いてあります。ぜひ明確な方針をもとにして審査し、成果評価して適用していただくようお願いいたします。

次の質問に移ります。

次は、部活動の地域移行について伺います。

政府は急激な少子化が進む中で、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実を理念として、令和5年から3年間、改革推進期間を設けてきました。

そして、政府は部活動改革として、民間団体などに委ねる地域展開を、令和8年度から改革の実行期間として、関連経費を大幅に増額し、本格化させるとしています。

令和7年度は当初予算で37億円、その後、補正で82億円、令和8年度は当初予算で57億円、計上しています。

地域クラブ活動に関する認定制度や認定要件などを明確にして、改革実行期間内に原則、全ての学校部活動において、地域展開の実現を目指すとしています。

内容を見ますと、指導者への謝礼・道具代・事務局経費などの補助等々、また従来の部活動の指導にあたる学校教員への「部活動指導手当」の増額などもされ、地域展開の円滑な推進にあたって、推進体制の整備・役割分担の明確化などを挙げています。

現状の本町の取り組みについて、推進するとの話は伺っていますけれども、詳しいところが見えません。今の推進状況・内容などについて、現状について伺います。

○議長（伊藤達美君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えします。

部活動の地域展開につきましては、国が示すガイドラインによると、令和5年度から3年間で改革推進期間とし、令和8年度から10年度までを前期改革実行期間、中間評価を経て、令和11年度から13年度までを後期改革期間とし、この期間内に原則として全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとされています。

本町においては、これまで改革推進期間に、6回にわたって「休日部活動地域移行に関わる準備小委員会」を開催し、ここでの議論を経て、令和7年6月に「身延町中学校部活動地域移行協議会」を立ち上げ、県が示すロードマップに沿った形で、地域展開に向けて運営体制の構築や段階的移行に向けて協議してきました。この計画では、令和8年度中に1つ以上の部活動で地域クラブ活動への移行を目指すとしており、本町においては、この地域クラブ活動に柔道を指定し、本年度中にすでに試行的活動として、休日に2回の活動を計画・実施してきました。

1回目は、他の部活動に籍を置く生徒が参加したり、2回目はスポーツ少年団に所属する小学生も参加したりしての活動となり、指導には、外部指導者と兼職兼業で中学校教員があたってきました。来年度以降、さらに他の部活動にも広げていけるよう検討していく予定であります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。状況のお話をいただきましたけれども、今まで改革の推進期間として、3年間、目標を持って進めてきたと判断していますが、将来にわたって生徒が継続的にスポーツや文化活動に親しむためには、外部指導者の確保や実施主体など課題は多岐にわたると思います。改革の実行期間に対して本町の問題点、現状の阻害要因は何だと考えていらっしゃるのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えします。

都市部におきましては、指導者が確保しやすい環境にある上に、「認定地域クラブ活動」などの運営主体がすでに存在する地域もあり、これら市町村においては、地域展開等への移行が比較的スムーズに行われる傾向にあると思われますが、本町のような中山間地域にある市町村に

おいては、多くの課題や問題点を抱えている現状があります。

まず、運営団体や実施主体がまだ確立されておらず、指導者の確保についても厳しい状況にあります。平日に部活動指導員として、放課後の指導に当たってもらえる人材は、ごく限られているのが現状であり、また、休日の活動については、活動場所までの移動手段の確保や、指導者への謝礼・道具代等保護者への負担が生ずることになります。これにより、全ての生徒に活動の機会が均等に保障されるかという懸念も生じます。その他、指導者の適切な指導および生徒・保護者の安全・安心の確保、少子化に伴う生徒のニーズを踏まえたスポーツや文化活動の環境整備などが挙げられます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

非常に厳しい問題点が多い状況が分かりました。しかし、そこから現状分析して改革を進めていく必要がありますけれども、推進体制の整備や今後の取り組みについて、お考えをお聞かせいただけますか。

○議長（伊藤達美君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えいたします。

国が示すガイドラインには、留意事項として次のような点も挙げられています。

「地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情に応じた多様な改革を進めていくことが重要である」とあります。

本町においては、現状の部活動を完全に地域展開へと移行していくのは厳しいものがあると捉えています。この留意事項にもありますように、本町の実情に応じた改革、つまり「学校部活動をベースとした地域との連携を図る」という視点に立ち、当面、平日の部活動については、これまでどおり学校が主体となって行い、休日の部活動については、地域の指導者を確保・育成し、指導を委ね、大会等への参加・引率も可能になるような体制の整備が望まれます。また、近隣の町とも連携した合同活動の実施等も検討する必要があると思われます。

今後、生涯学習課のスポーツ担当やすでに設置されているコーディネーターが中心となり、町スポーツ協会やスポーツ推進委員会との連携を図りながら、協力を得る中で、この事業の推進にあたっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございました。近隣の町とも連携した合同活動ですけれども、野球少年団、人数がそろわなくて試合ができないということで、他町のチームと一緒にいるケースが増えていきます。3チームが2チームになり、今、1チームですけれども、来年は人数が減って試合もできないということで、父兄が今、必死になって動いているようですけれども、何とか試合まで、

できる人数がそろえばと思っています。

一つひとつ問題を潰して、子どもたちのためによりしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

子育て世帯の負担軽減について伺います。

本町では、子育て世帯の負担軽減策として様々な施策を展開してきています。これらの施策は人口減少からくる、本町に定住して子育てをしてほしい。子育て日本一を目指す目玉施策です。

出産祝金は平成16年から施行、学校給食費補助金は平成29年度から施行、小中学校修学旅行費補助金は平成31年度から施行、入学支度金、その他、各種検定費用、補助教材費等々、多岐にわたります。

子育てに奮闘している若いお父さん、お母さんは喜んでくれていると思います。

そこで、以前から町内に住所を有する町民ではなく、様々な施策による内容に対して本町に惚れ込んで町内移住してくれている町民、これまでどのくらいいたのか、推測できましたらお願いいたします。この間の成果をどのように捉えているのか、目標に対する成果というところでお伺いをいたします。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えいたします。

子育て支援策の目指すところは、町民の皆さんが安心して子育てできる環境づくりにより定住の促進を目指すものです。佐野議員の所感のとおり子育てに頑張っている町民の皆さんから、この施策に対して高い評価をいただいているところです。

移住者につきましては、転入の手続きを行う際に「移住者実態把握アンケート」に協力していただいております。このうち15歳以下の子どもがいる世帯は令和4年度、5年度は2世帯、令和6年度は1世帯でしたが、移住地選択理由として、ほとんどの方が子育て環境、教育環境を挙げていることから、移住者におかれましても本町の子育て支援に対する満足度は高いものと考えられます。

また、この施策を実施してから第3子以上の出生率が高くなっております。まち・ひと・しごと総合戦略策定前の第3子以上の割合が23.9%に対して、策定後の平成28年度以降は31.0%に増加しております。

こうしたことから、今後も引き続き定住者はもちろん移住者にとっても子育て世代にやさしい施策を展開してまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

第3子以上の出生率が高くなっている、非常に驚きました。確かに、地域を見渡してみますと、3人、4人という家庭があります。おじいちゃん、おばあちゃんが孫の面倒をしっかりと見ているので、親が安心して働ける環境ということだと思います。

答弁を伺って、町内への移住に対しては、新築住宅の支援等の様々な支援をしていただい

いますけれども、私は、今住んでいる町民に対しても支援をしていただきたいと思いますと思っていましたが、より強く感じました。先祖代々の土地に家を建てたい、そう思う長男、次男はいるはずです。親は近くに建ててほしい、住んでほしい、親もそれを願っていると思います。私もそうでした。しかし、どうせ建てるなら、お金を使うなら便利の良いほうへと出て行っている、周りに大勢います。中部横断道ができて通勤が便利になりました。同じ町民でも補助のあるなしによって、町内に残ってくれる人は多いのではないかと思います。

先ほどの話のように、近くに子どもを見てくれる親がいる、安心して働ける環境は非常に大事です。ぜひ考えていただき、そういう人たちに対する補助も検討していただきたいとお願いいたします。

次に、国の2026年度予算では、子育て支援政策として公立小の給食を無償化するための経費が盛り込まれました。これら国の子育て支援策により、今まで町の支出としていた経費が国の補助金で賄われるということになると、年間どのくらいの経費削減になるのか伺いたいと思います。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

本町においては、子育て支援策の一環として、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から学校給食費について、すでに全額無償化の取り組みを実施しています。

給食費の内訳ですが、小学校は1食当たり350円、月22日換算で、ひと月7,700円、中学校は1食当たり400円、同じく月22日換算で、ひと月8,800円になり、令和8年度当初予算での給食費は小学校3校で1,556万8千円、中学校が1,051万8千円の計2,608万6千円を町が全額補助していることになります。

このたび、国においては、学校給食費の抜本的な負担軽減の施策が公立小学校を支援対象として検討されていることは承知しております。事前の情報として、支援の基準額は1人当たりひと月5,200円を上限とした支援が予定されていますが、国が都道府県に財政支援し、都道府県から市町村に交付することになるため、支援額は上限の範囲内で県が定めることになります。

支援額は5月1日時点の在籍児童数×県が定める基準額×11カ月で算定されますので、仮に1人当たり、ひと月5,200円を県の基準額とすると、令和8年度は小学校3校でおおよそ1,200万円の財政支援が見込まれると思います。よって、小中学校給食費2,608万6千円のうち、1,200万円が軽減され、町の負担は1,408万6千円になる見込みです。

ただし、国において検討中の案件でありますので、あくまで事前の情報によるおおよその見込みとなります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。本町の子育て支援は多岐にわたりますけれども、町外・県外に対してのアピール不足は感じています。今までの支援内容が他の市町村でも進められていて、魅力

が薄れているようにも思います。給食費の経費削減もそうですけれども、今後、新たな子育て支援策として考えられる目玉施策はないのか。

本町に定住したくなるような大胆な策を検討していただきたいと思いますけれども、お考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

議員のご質問のとおり、身延町の子育て支援施策は多岐にわたり、子育て支援課のみならず、複数の関係課にて展開し、継続しております。

以前からアピール不足の指摘があり、企画政策課他各課とも協議しながら子育てサイト「NOBINOBI」の運用を行い、紙ベースでの周知資料として、身延町「子育てガイドブック」を印刷、各所やお知らせする行事において配布をさせていただいているところであります。

ガイドブックについては、令和6年度版を見直し、改訂をしております。

今後、身延町ホームページのリニューアルと併せて「NOBINOBI」もリニューアルされますので、更なる周知方法を検討してまいります。

次に、施策についてですが、ここ数年来、国・県における子育て支援も徐々にではありますが、経済対策の一環として充実している傾向があります。そして、身延町は先んじてその一端を担い、充実させている自負はあります。

本町の子育て支援は、在住している子どもたちが平等に施策に関わることができる、安心して住んでいただけることを目的として、事業を進めております。

佐野議員のご質問にあります、目玉施策・大胆な策をお持ちであればご教示いただきたく思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。何か移住したくなる策はないかなといつも考えていますけれども、振られてしまいましたので、例えば、本町に夫婦で移り住む子育て家族、10年以上住むことを条件に毎年100万円ぐらいずつ支援するとか、あるいは10年以上住むことを条件に、子育て賃貸住宅の何年か分、無償で貸し出すとか、どこかでやっているということを聞いたことがあるんですけれども、思い切ったという意味では、計算してみる必要もあるのかなと思っています。

子どもが生まれる、学校に通うようになれば、当然、腰を据えてくれると思いますので、将来を考えれば大きな効果になるのではないかと思います。ぜひ検討してみてください。

次の質問に移ります。

にしじま和紙の里かみすきパークの現状について伺います。

令和7年度の当初計画進捗について、様々なイベントが計画されていましたが、現状でのそれらの推進状況と収支計画に対する推移を伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

令和7年4月18日にリニューアルオープンしました、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークでこれまで実施したイベントは、七夕イベント、写経、子ども向け紙飛行機づくり、西嶋和紙写真展、「みのぶフェス」パートナー会場、和紙ラッピング教室、書き初め、親子で参加できるワークショップなど、これまで計41回のイベントを実施いたしました。

計画にあったものの、これまで実施できていない海産物の物産展などにつきましては、令和7年第3回の定例会でもお答えしましたが、地元の皆さまにより多く参加していただけるよう、地元地域と信頼関係を築いた上で、開催に向け検討を進めてまいります。

また、収支計画に対する推移ですが、令和7年度決算前なのであくまで予測となりますが、今のところ収入合計は計画を下回っている状況です。

また、支出につきましても、企業努力により人件費などを抑えるなどして計画を下回る支出額となっております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

当初の収支計画を見ますと、収入合計が指定管理料を含めて1億4,378万円、計画では28万2千円ほどの黒字になっております。はっきりしましたら、また教えていただきたいと思えます。

次に、月平均の入場者数、当初予定に対しての差異を伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

にしじま和紙の里かみすきパークにおける、令和7年4月18日オープンから令和8年1月末までのレジ通過延べ人数は4万4,481人となっております。これは実際に商品を購入、あるいは体験メニューの支払いをされた確定数です。また、月平均の人数は4月を含め割り戻しますと、4,448人となります。

しかしながら、道の駅という施設の特性上、多くの方が家族やグループで来館されます。例えば4人家族で来館された場合、レジで会計を行うのは代表者1名となるケースが一般的であり、実際には複数人の来館者が存在していると考えております。

仮に、1組当たりの平均人数を2名と見積もった場合、実来館者数は8万8千人を超えることとなります。

以上のことから、令和7年度来館者目標である7万人を十分上回る賑わいを創出できているものと分析しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

次に、新たに計画した野菜などの直売所の工事進捗はどのような状況になっているのか、オープン予定についてのお話もお聞かせください。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

直売所の移設につきましては、令和7年第4回定例会におきまして、一般会計補正予算をご議決いただいたあと、すぐに着工いたしました。

現在は、工場にて什器を製作、冷凍冷蔵庫につきましては、発注済みとなっており、予定どおり進捗しております。

この新しい直売所のオープンは、令和8年3月19日（木曜日）を予定しております。3連休、また観桜期と重なりますので、SNS等を活用し、情報発信を行うことで周知を図り、誘客に努めてまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

直売所の件についてなんですけれども、町民の皆さんから、いろんな厳しい意見も伺っています。狭いという話がありましたけれども、当初から分かっている話ではないとか、そのへんの状況判断ができなかったのかとか、当初から計画に盛り込んでいかないとおかしいとか、ちょっと駐車場から遠すぎるというような、それと、先ほど地元地域と信頼関係を築いた上で様々なイベントを開催に向けて検討を進めると言いましたけれども、今言ったような話とか、その他いろいろ話がありますけれども、これも地元の皆さんから来ている話でありまして、地元の皆さんと十分にコミュニケーションを取っていただいて、話を聞いてあげて、愛される施設を目指していただきたいと思います。

次に、今回の計画に対して、以前伺ったときに、収支計画を管理者が作成中とのことでありましたが、当然できていると思うので、内容説明を伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

令和8年度の業務計画書について、指定管理者である株式会社アルプスより提出がございました。

直売所の移設に伴い売り場面積が拡張されたことを受け、指定管理開始当初の想定を上回る収益が見込める内容となっております。

具体的には商品数のラインナップ拡充が可能となったこと、施設の利便性向上による各単価

の上昇と、リピーターの増加に取り組むことで、プロポーザル提案時に提出されました令和8年度の計画に比べ、約1,100万円の収入増を見込んでおります。

この収益目標を確実に達成するためには、施設の魅力を広く発信するPR戦略が不可欠であり、広報活動については指定管理者の自主的な努力に委ねることなく、観光課としてもSNS等を活用し、タイムリーな情報発信に加え、町の観光施策やイベントと連動させることで、集客を強力に推進していく考えです。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

今の件に関してなんですけれども、ここでもいろいろ話を伺ってしまして、具体的な計画が提出される時点で収支計画の議論をすべきではないかと。支出が先行して決定するというのはちょっと疑問だというような、確かにそのとおりだと思います。現状をしっかりと分析する、お客さんが増えるための対策を考える、何をするのかしっかりと効果予測を見極めて、いけるという判断のもとにGOをかけるということで、特になぜなぜ分析的なものが必要ではないかと思っています。

次に、今後の予定、令和8年度に向けての催しなどの計画と推進に対する思いを伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

イベントの企画・実施につきましては、民間のノウハウや機動力を発揮していただき、運営主体である指定管理者が主体となって計画を策定するものでありますが、令和8年度のイベント計画につきましては、今年度の実績を土台としつつ更なる集客を目指し、今年度の実績を上回る積極的なイベント展開の提案を受けております。

具体的には四季に合わせたイベント、例えば、桜、花火、西嶋イルミネーション、クリスマス、お正月などでございますが、こういったイベントや、地域と連携し地域文化を継承する盆踊り、夏祭り、和紙まつり等を計画としております。さらに、西嶋和紙工業協同組合が開催する絵手紙展や蔡倫書道展への協力、また、当初の計画に掲げながらも実施に至らなかったイベントにつきましても、実行に移せるよう指定管理者と協議を行ってまいります。

町といたしましては、指定管理者が掲げる計画を確実に形にできるよう、定期的な協議の場を通じて、進捗を管理し、実行を強く後押ししてまいります。運営を指定管理者に任せきりにするのではなく、町観光課が伴走型の支援を行うことが不可欠であると考えており、指定管理者の創意工夫を最大限に生かせる環境を整えるため、惜しみない協力を行ってまいります。官民が密接に連携し、魅力ある和紙の里の創出に努めてまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。ただいま、課長から進捗管理をしっかりし、実行を強く後押しして

いくと。任せきりでなく、観光課が伴走型の支援が不可欠で、惜しみない協力を行っていくと強い決意を伺いました。ぜひお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤達美君）

これにて、佐野昇君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、全て終了いたしました。

---

### 日程第3 休会の決定

お諮りいたします。

議案調査のため、3月12日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがいまして、3月12日（木曜日）は、休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中山耕史君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時04分



令和 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 3 日

令和8年第1回身延町議会定例会（3日目）

令和8年3月13日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告  
日程第2 委員長報告  
日程第3 議案第3号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第4号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第5号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第6号 身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第7号 身延町火入れに関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第8号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第9号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第11号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更について  
日程第12 議案第12号 身延町大塩辺地総合整備計画の変更について  
日程第13 議案第13号 身延町横根中辺地総合整備計画の変更について  
日程第14 議案第14号 峡南衛生組合規約の変更に関する協議について  
日程第15 議案第15号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第9号）  
日程第16 議案第16号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第17 議案第17号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  
日程第18 議案第18号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第19 議案第19号 令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第20 議案第20号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第4号）  
日程第21 議案第21号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第22 議案第22号 令和8年度身延町一般会計予算  
日程第23 議案第23号 令和8年度身延町国民健康保険特別会計予算  
日程第24 議案第24号 令和8年度身延町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第25 議案第25号 令和8年度身延町介護保険特別会計予算  
日程第26 議案第26号 令和8年度身延町介護サービス事業特別会計予算

- 日程第 27 議案第 27 号 令和 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 28 号 令和 8 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 29 議案第 29 号 令和 8 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 8 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 令和 8 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 32 議案第 32 号 令和 8 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 33 議案第 33 号 令和 8 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 34 議案第 34 号 令和 8 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 35 議案第 35 号 令和 8 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 36 議案第 36 号 令和 8 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 37 議案第 37 号 令和 8 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 38 議案第 38 号 令和 8 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 39 議案第 39 号 令和 8 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 40 議案第 40 号 令和 8 年度身延町水道事業会計予算
- 日程第 41 議案第 41 号 令和 8 年度身延町下水道事業会計予算
- 日程第 42 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 43 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 議案第 42 号 身延町乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例の制定について
- 追加日程第 2 同意第 1 号 身延町副町長の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(12人)

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 遠藤一彦 | 2番  | 望月俊  |
| 3番  | 羽賀勝之 | 4番  | 山下利彦 |
| 5番  | 佐野昇  | 6番  | 深山光信 |
| 7番  | 市川司  | 8番  | 佐野知世 |
| 9番  | 伊藤雄波 | 10番 | 上田孝二 |
| 11番 | 遠藤公久 | 12番 | 伊藤達美 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
(22人)

|             |      |        |       |
|-------------|------|--------|-------|
| 町長          | 望月幹也 | 副町長    | 遠藤基   |
| 教 育 長       | 馬場泰  | 総務課長   | 深沢泉   |
| 会計管理者       | 笠井和美 | 企画政策課長 | 高野修   |
| 交通防災課長      | 天野芳英 | 財政課長   | 幡野弘   |
| 税務課長        | 伊藤剛  | 町民課長   | 曾谷英輝  |
| 福祉保健課長      | 松田宜親 | 観光課長   | 青嶋浩二  |
| 子育て支援課長     | 遠藤仁  | 産業課長   | 若狭秀樹  |
| 建設課長        | 佐野彰  | 土地対策課長 | 深沢暢之  |
| 環境課長・上下水道課長 | 笠井健一 | 身延支所長  | 加藤千登勢 |
| 下部支所長       | 望月融  | 施設整備課長 | 佐野美秀  |
| 学校教育課長      | 望月俊也 | 生涯学習課長 | 石部直樹  |

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 中山耕史  
録音係 青柳江美



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（伊藤達美君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりであります。

---

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案第3号から議案第5号、議案第7号および議案第8号、ならびに議案第11号から議案第13号までについて、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、佐野知世君。

登壇してください。

佐野知世君。

○総務産業建設常任委員長（佐野知世君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤達美君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、教育厚生常任委員会に付託いたしました議案第6号、議案第9号、議案第10号および議案第14号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、山下利彦君。

登壇してください。

山下利彦君。

○教育厚生常任委員長（山下利彦君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤達美君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。

以上で、教育厚生常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第15号から議案第27号まで、および議案第40号、ならびに議案第41号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、佐野昇君。

登壇してください。

佐野昇君。

○予算決算常任委員長（佐野昇君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤達美君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから、日程に従いまして討論・採決を行います。

---

日程第3 議案第3号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第4号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第5号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第6号 身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第7号 身延町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第8号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第9号 身延町公民館条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第10号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第11号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第12号 身延町大塩辺地総合整備計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第13号 身延町横根中辺地総合整備計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第14号 峡南衛生組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第15号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第16号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第17号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第18号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第19号 令和7年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第20号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第21号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第22号 令和8年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第２２号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第２３ 議案第２３号 令和８年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２３号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２３号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第２３号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第２４ 議案第２４号 令和８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２４号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２４号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第２４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第２５ 議案第２５号 令和８年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２５号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２５号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第26号 令和8年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第27号 令和8年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第28 議案第28号 令和8年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第29 議案第29号 令和8年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第30 議案第30号 令和8年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第31 議案第31号 令和8年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第32 議案第32号 令和8年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第３３ 議案第３３号 令和８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第３４ 議案第３４号 令和８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第３５ 議案第３５号 令和８年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第３６ 議案第３６号 令和８年度身延町西嶋財産区特別会計予算  
日程第３７ 議案第３７号 令和８年度身延町曙財産区特別会計予算  
日程第３８ 議案第３８号 令和８年度身延町大河内地区財産区特別会計予算  
日程第３９ 議案第３９号 令和８年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の１２議案は、財産区の予算案でありますので、一括して討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第２８号から議案第３９号までは、一括して討論、採決を行うことに決定いたしました。

これから、議案第２８号から議案第３９号までを一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２８号から議案第３９号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第２８号から議案第３９号までは、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

日程第４０ 議案第４０号 令和８年度身延町水道事業会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４０号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４０号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第４０号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第４１ 議案第４１号 令和８年度身延町下水道事業会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４１号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４１号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第４１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第４２ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本件は、人事案件のため、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第１号は、討論を省略して、直ちに採決に入ることを決定いたしました。

諮問第１号の採決を行います。

諮問第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第１号については、議会として適任と意見を付すことにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第１号は、適任と意見を付すことに決定いたしました。

---

日程第４３ 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、ならびに議会広報編集委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第７５条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、追加議案として議案１件、同意１件の併せて２件の議案が提出されました。

この2件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

ここで、議事の途中でありますが、暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時15分

○議長（伊藤達美君）

それでは、休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

追加日程第1 議案第42号 身延町乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第42号 身延町乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例について、ご説明をいたします。

身延町乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例の議案を提出いたします。

提出理由を申し上げます。

児童福祉法第6条の3第23項で定める乳児等通園支援事業において、町立保育所を利用するときの利用者負担額を定める必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

条例の内容につきましては、このあと、遠藤子育て支援課長から説明を申し上げますので、ご議決をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

引き続き、議案第42号の内容説明を求めます。

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、議案第42号 身延町乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例について、説明いたします。

お手元の端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに、提案理由を説明いたします。

児童福祉法第6条の3第23項で定める乳児等通園支援事業において、町立保育所を利用するときの利用者負担額を定める必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景を説明いたします。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について、令和7年第4回定例会にて事業の認可及び設備運営基準にかかる条例をご議決いただいたところではありますが、本件は令

和8年2月27日付けで、国から利用者負担額の減免について指針が示されたこと、令和8年4月1日施行としなければならないことに鑑み、今議会にて追加議案として上程させていただいた次第であります。

ご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、内容について説明いたします。

国の通知では、徴収する利用料および減免について、事業所の判断により決定して差し支えないとの見解を示しており、それに基づき、本条例において、利用者負担額、納入期限および利用乳幼児の保護者が属する世帯の状況により、減免することができる規定を定めるものであります。

先ほど申し上げました国の示す見解に則り、利用料の標準となる1人当たり1時間につき300円とすること、また減免につきましても、国の補助加算条件により世帯の収入状況に合わせ、3段階の減免措置を行えるよう、別表に記載しております。

施行期日は令和8年4月1日となります。

本条例の詳細につきましては、端末内に掲載されている条文をご確認いただきますよう、お願いいたします。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第42号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第42号の質疑を終わります。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

追加日程第2 同意第1号 身延町副町長の選任についてを議題といたします。

本案件につきましては、一身に関わることから遠藤基副町長の退席を求めます。

（ 退 席 ）

それでは、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、同意第1号 身延町副町長の選任について、ご説明を申し上げます。  
身延町副町長に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記

氏名、遠藤基。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由を申し上げます。

令和8年3月31日に副町長の任期が満了するので、その後任副町長を選任する必要が生じました。

については、地方自治法第162条の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案の説明書を見ていただきたいと思います。

同意第1号 身延町副町長の選任について

提案理由は、先ほど説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

背景等についても、3つの点のうち一番下だけ説明をいたします。

身延町副町長の定数を定める条例には、身延町副町長の定数は1人とする規定されております。

それでは、内容等について説明します。

氏名は先ほど申し上げましたが、遠藤基。住所、生年月日は記載のとおりです。

遠藤副町長は、これまで総務課長、財政課長、企画政策課長など主要なポストを歴任するとともに、役場職員として知識と経験が豊富で、地方行政に大変明るい職員であるとともに、令和4年4月1日から本年3月31日まで、副町長を務めていただいております。

副町長としての職務を行う上で必要な知識と経験が豊富で、職員からの信頼も大変厚く、併せて広い人脈も有していること、また本人の素晴らしい資質からも副町長として適任者であるので再任をお願いするものであります。

任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となります。

なお、私ごとですが、令和7年7月31日から本年7月30日まで、関東町村会の副会長を務めております。

また、令和8年7月31日から令和9年7月30日までの1年間、関東町村会の会長を務めることとなります。

役場を空ける機会も大変多くなることから、役場業務をよく把握している遠藤副町長の再任をお願いするものでございます。

ぜひともご同意をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略いたしまして、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これから同意第1号 身延町副町長の選任についての採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第1号については、遠藤基氏に同意することに決定をいたしました。

住所および生年月日等については、それぞれ議案書に記載のとおりであります。

遠藤基副町長は席にお戻りください。

（ 着 席 ）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さん、長期間にわたり大変お疲れさまでございました。

令和8年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は、去る3月2日に開催され、今日までの12日間、伊藤達美議長のもと、私どもの提案いたしました本日の追加2案件を含む42件の提出案件につきまして、慎重なご審議により、全ての案件につきましてご議決、ご同意をいただき、閉会を迎えることができました。

議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決いただきました令和7年度補正予算、ならびに令和8年度当初予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合い、一丸となって最善を尽くしてまいります。

議員の皆さまには、今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末となり、今年度も残すところ3週間を切り、何かと気忙しい日々が続きます。

また、だいぶ暖かくはなりましたが、季節の変わり目でもあり、日によって寒暖の差もございます。

議員の皆さまには、新型コロナウイルス、ならびにインフルエンザやノロウイルス等の感染防止も含め、健康に十分ご留意をいただく中で、町民福祉向上のため、ますますご活躍をいただきますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（伊藤達美君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

会期の12日間、議員の皆さま方には慎重に審議をしていただきまして、無事定例会を終了

することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝を申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意をされまして、町政発展のために勉強され、なお一層のご尽力をされますようお願い申し上げまして、令和8年第1回身延町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（中山耕史君）

それでは、相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時31分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中山耕史が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上